

第百五十六回
参議院經濟産業委員会會議録第十八号

平成十五年五月二十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十七日

辞任

片山虎之助君

補欠選任

岡田 広君

出席者は左のとおり。

委員長

田浦 直君

理事

魚住 汎英君

加納 時男君

松田 岩夫君

木俣 佳文君

平田 健二君

委員

岡田 広君

小林 温君

近藤 剛君

関谷 勝嗣君

福島啓史郎君

保坂 三蔵君

直嶋 正行君

中島 章夫君

藤原 正司君

築瀬 進君

鶴岡 洋君

松 あきら君

緒方 靖夫君

西山登紀子君

広野ただし君

国務大臣

経済産業大臣

国務大臣

(内閣官房長官)

平沼 赳夫君

福田 康夫君

副大臣

経済産業副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政

務官

国土交通大臣政

務官

政府特別補佐人

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

政府参考人

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

事務局側

公正取引委員会

(内閣提出)

○小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議案の撤回に関する件

○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、参考人として早稲田大学商学部教授鶴飼信一君、社団法人日本金型工業会会長・大垣精工株式会社代表取締役社長上田勝弘君及び全国ソフトウェア協同組合連合会専務理事・首都圏コンピュータ技術者協同組合理事長横尾良明君の三名の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を御拝聴し、今後の法案の審査の参考にいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、会議の進め方について申し上げます。

まず、お一人十五分程度で順次御意見を述べさせていただきます。その後、委員の質疑にお答えをいただきたいと存じます。

なお、御発言は着席したままで結構でございます。

それでは、参考人の皆様から御意見を伺います。

まず、鶴飼参考人をお願いいたします。鶴飼参考人。

○参考人(鶴飼信一君) 早稲田大学の鶴飼です。よろしくお願いたします。

今日、こういう機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず今日は、最初に、私がこの中小企業の今の現況をどうとらえているかということと、それから下請法の意義と、それから今回の下請法改正案についての企業取引研究会に出席した立場としての意見を述べさせていただきますと思います。

まず最初に、国内の製造業を中心とした中小企業を見てみますと、明らかに今、我が国の産業というのは国内生産の中では量産から多品種少量という方向に大きく動いていると思います。量産部門というのは中国を始めとする海外の方へどんどん行くという動きが、これは中小企業の側では止められない状況であります。

こういった中で生き残っていくためには、中小企業の側も今までの量産対応の組織体制を改めて、ここは大事なんですけれども、企業規模を今よりは少し小さくして、そして技術と技能、そしてノウハウを組み合わせて付加価値を生み出していくことが基本だと思います。

こうした行き方が基本であって、いわゆる世間的にみんなこっちへ行けと言われていたような自社製品開発とかあるいはベンチャー企業という行き方は、そういった行き方のほんの一部だということを認識していただきたいと思います。多くの中小企業というのは、やはり依然、これまででもしてこれからも、部品の加工とか製造といった下請的な仕事で生きていかざるを得ないという状況であります。

もう一つ重要なことは、先ほど多品種少量型になつてきたと申し上げましたけれども、実は現実的には多品種少量というよりも多品種変量と言っても過言ではないと思います。この変量というのは受注がゼロになることも結構あるという意味であります。

これは、一番いい例が半導体製造装置を取って

考えていただく結構なんですけれども、半導体製造装置というのはいろんな種類がありますが、大体一つの生産工程には一台という形ですね。この半導体製造装置というのは、日本の強い分野であります。バブル崩壊以降の中小企業の多くは、こういった分野の部品の加工とかこういうことをやってかなり一息ついてきたということがございます。ところが、この半導体製造装置というのは半導体の生産に影響されますから、この半導体の生産量が絶えず大きく変動するということと、その部品の売上げも大きく変動する、そうすると、その部品を加工しているところも、去年はよかったけれども今年はもう仕事は全く来ないというような状態が特にこの数年続いております。

こういったところを乗り切っていくにはどうすればいいかというと、大体の企業はみんな規模を小さくして、ここからが日本の中小企業の非常に特徴的なところですが、経営者も家族も、あるいは老いも若きもみんな現場で働く、特に大都市圏の集積の中では職住一体あるいは職住近接で働く、こういったことで何とかしのいでいるわけがあります。こういう状態で働けば、稼働率がどかんと落ちたときでも何とか乗り切れると。息子さんには給料をちよつと待ってもらおうとかいうようなこともやっているわけですね。それから、残業になればもう経営者が率先して夜中も働くという状態がずっと続いているんだと思います。

私は、こういう企業を、言葉がいかどうかは分かりませんが、生業、生きる業だと思っております。こういう生業的な形で企業形態をやっていることで何とかこの稼働率の低い時期を乗り切っているというのが現状であります。

ただし、こういった小規模な企業に逆に勝機も結構ある部分があります。これは要するに、多品種少量生産においては個人の持つ技能とか技術とかノウハウというのが、非常にそれに依存する部分が大いにあるわけです。こういったものというのは小さな企業こそ十分に発揮できる、そしてその持ち主が、そういった技術とか技能とかノウハウの

持ち主が経営者であることが非常に多いわけで、そうすると、思い切った企画とか方向転換も即時的にできるというメリットもあるわけで、そういったところを活用している企業というのが現時点で大きく活躍しているんじゃないかなと思います。これは製造業でもサービス業でも同じことが言えると思います。

続きまして、下請法の役割という点に移らさせていただきますが、こういった今申し上げたようなことから考えますと、下請法の役割というのは非常にますます大きくなると思っております。要するに、規模を少し縮小していくということが中小企業の生き残りの方策であるとすれば、大企業との力の格差というのはますます開くわけであります。しかも、中小企業というのは、実は例えば株式会社という形態を取っていても大企業の株式会社とは全く違うものであります。これは特に資金調達面から考えてみただけで簡単に分かんと思うんですが、株式会社という名を取っている、株式市場で資金を調達できる中小企業というのはほんの一部であります。ほとんどは、わずかな自己資金と経営者の自己資産を担保とした間接金融で何とか賄っているというものであります。しかも、従業員構成は非常に高齢の方から経営者もみんな働くというような形態を取っているわけで、そういう意味では、中小企業株式会社というのは、正に先ほど申し上げました生業だというふうに考えられます。

要するに、株式会社というのは、中小企業の場合にはある意味では株式会社の制度を適用するためのある種の擬制といえますか、擬制というのはへんに疑うというやつですね、擬制的な株式会社ではないかというふうに思っています。

そういった中小企業の多くというのは、必ずしも未だマザーズとかヘラクレス、この間まではナスタックでしたっけ、といった、そういう上場を目指しているようなわけではないわけですね。要するに、自分と家族と、それからわずかな従業員が過不足なく、できればより良く暮らしていきたく

いというふうに願っているだけでありまして、そういう意味では、私は日本というのは生業資本主義の国だと思っております。法人資本主義の国だとおっしゃる方もいらっしゃいますが、中小企業に焦点を合わせれば生業資本主義だと思っております。

この生業が実は産業や企業の基盤でありまして、産業や企業を政策によって作り出すことが実は非常に難しいわけで、ベンチャー創業支援といつてもなかなか成果を上げていないのはお分かりになると思います。やはり将来の優秀な企業も今ある生業の中から生まれてくると考えるべきだと思っております。この生業を守るのが中小企業に係る法律制度の基本だと思っております。

先ほど申し上げましたように、規模を小さくして生業的な形態を取っていくことが重要な生き残り策の一つであるならば、この企業規模格差により生ずる取引の不正から中小企業を守ることが国策としても重要な意義があると思っております。

今回の下請法改正案については、私も実は平成十一年に中小企業庁の下請中小企業政策研究会というのに出席もしておりましたので、非常に、昭和三十一年にできた法律がようやく改正されることになって非常にうれしく思っています。

特に評価をすべきところは、金型を入れたというところだと思います。金型というのは、部品と似たような側面と、それからソフトウェアとしての側面と両方持っているわけですね。ほかの製品に転用が全く利かないという点では専用部品とも似ていると思いますが、金型の場合は、設計図、これCADで作る場合が多いんですけども、そこに物づくりのノウハウがびっしり書き込まれているわけですね。ですから、金型を受け取らないでも、このCADの図面さえ作らせちゃえば、それをもらってしまえば、よそに、もつと安いところで金型作ってくれということができるわけですね。実際にそういう事態が起きてくるわけです。

この辺がほかの設備機器とか自工具の場合とは

ちよつと違うところだと思っております。しかも、この金型産業というのが、先ほど申し上げました多品種少量生産に向かう国内での物づくりのコアになるものだと思っております。その多くを中小企業が担っているという意味で、この金型を入れたという意義は非常に大きいと、これを私らはスタートラインと考えております。

それからもう一つは、サービス業の一部が入れられたということでありまして。私も実は三十代にこういった業界におりましたけれども、一部における優越的地位の濫用というのは非常によく耳にいたしました。特に、こういったサービス業というのは労働集約的な産業です。で、こういった分野では非常にこういう優越的地位の濫用というのが起こりやすい要素があるのではないかと考えております。

このサービスの拡大というのが我が国の産業全体にとつても、産業基盤的な意味でも、あるいは、例えば産業基盤的というのは、製品に組み込まれるいろんなソフトウェアがありますので、そういった意味です。それから、やはり成長分野も実はここに多くあると。映像制作とかいうのもその分野だと思えますが、そういう意味でもこれらの重要な産業だと思っております。ただし、こういった産業を支えるのは資金力という点では製造業以下の中小企業が非常に多いので、こういった企業を守る法律として、この下請法は重要な意義を持つと、こう思っております。

以上でございます。

○委員長(田浦直君) ありがとうございます。

次に、上田参考人をお願いいたします。上田参考人。

○参考人(上田勝弘君) 社団法人日本金型工業会の会長を拝命いたしております上田でございます。今日は岐阜県から参ったわけでございます。先ほど鶴岡先生の方からお話も一部ございましたが、金型という産業、この中で金型というのは金の型と書く字でございますが、これは最近まで、我々は金型、金型と数千年この業界におりますん

ですが、一般的にはあれはキンケイと読むんじゃないかという人もたくさんおられて、やっとここ最近になってあれは金型だと、金型企業大丈夫かと、こういう認知を最近になってやっといただいたと、これが私は非常に一番うれしうございませう。

御承知のとおり、金型というのは欲しい部品を作るためにその型を作ること、これは歴史は古いわけですが、日本では本格的には戦後のいわゆる自動車あるいは家電製品、これの発展とともに金型産業もイコールの勢いでずっと発展を遂げてまいりました。途中、バブル崩壊の平成三年までは、いわゆるオイルショック等のいわゆる経済激変期がありましたが、そのときも、一時金型産業はぐくつと下がりながらも、基本的にはV字回復をして、自動車産業、電気製品、電子機器、こういったもので随分発展を遂げてまいりました。

しかしながらその規模たるや、金型の業界は、当時一万二千社全国にあると、こう言っておったわけですが、この業界の数が平成三年のバブル崩壊後、順次減ってまいりました。現在では約一万社になろうとしております。また、平成三年をピークにいたします金型の総生産額は約二兆円と。これはかなり規模の大きい、金額では規模の大きい産業でございますが、企業規模は、一万二千社の中で、従業員が二十名以下という企業が大体九六%を占めていまして、ですから、全くこれは中小企業集約型の代表的ないわゆる産業構造を成しているわけでございます。

しかしながら、金型メーカーというのは大手企業の要請によって世界に冠たる製品を作るために随分頑張つてまいりました。しかしながら、経営基盤が弱いばかりに、技術は非常に強いが経営基盤が弱いという体質の中でも、あふれる仕事をいただきたがそれなりにいわゆる潤つてきた時代もございました。

しかしながら、御承知のとおり、円高の進行とともに日本の製造産業が海外に移転を始めたとき

から、事態は急変を遂げてまいりました。これは、平成七年、八年と、一時海外へ行った企業が、円高の関係で日本の金型は高いから海外で調達しようよということ、随分大手電機メーカーのいわゆる購買担当者が金型の調達のために中国、台湾、韓国へ走りまわりました。そして、ある部分的にはその発注をして、これは日本の大体六〇%ぐらいでできるというふうなことで発注をした実績も多数ございます。しかしながら、発注をしてみたものの、品質だとか後のアフターケアにおいては随分品質のものが上がつてこないというふうなことで、やはり金型というのは日本の中で慣れた業者が慣れた商慣習の中でやるが一番いいんだというふうなことが一時ありまして、回復基調が、平成十年にいわゆるバブル崩壊の平成三年と大体水準まで回復をいたします。

我々は、やっぱり金型は日本のこれは基本的なもので日本人に一番適した産業だと、こういうことで一時は安堵をいたしました。それから御承知のとおり、世界大競争、世界調達主義の、大競争調達主義の中で、大企業は本格的に今度は工場移転を海外に進め、プロジェクトチームを作つて、海外でやはり金型も調達しなければ、これはコスト安にはならないよというふうなことを本格的に取り組んできたわけでございます。

それと同時に、金型というのは、新しいNCで制御をいたしますコンピューターを付いた最新鋭の機械がどんどんと日本から、あるいはドイツ、スイスから生産をされて、中国、台湾、韓国等の東南アジアを含める諸国では金さえ出せばいわゆる金型ができるNCマシンを購入することができると、こういうことが大きく金型産業の海外移転に拍車を掛けてまいりました。

そして、日本の業者では、いわゆる今まで潤つておった業者は、海外との競争の波にさらされる。海外、中国では三〇%安でできますよと。いや、作れるものなら作つてみてくださいというふうなことは言えないんです。いったん、そうやっ

て言いますと、もう仕事がばたつと来なくなる。仕方なしに三〇%あるいは四〇%のコストダウンで仕事をやらざるを得ない、そうしなければ従業員の給料も払えない、こういう事態に陥っているわけでございます。ただし、金型業界の中でも二〇%強はいわゆるそういった競争にさらされずに、独自の強い技術でもって、中国や台湾、東南アジア諸国あるいはアメリカ、ヨーロッパに負けない技術力でもって堂々と商売しておる企業もございまして、これはやっぱり中堅以上の企業でございまして、数からいえば非常に少ない、少数派になるわけでございます。

そういった中で、金型の問題が、東京でいきますと大田区、あるいは大阪では東大阪地区のいわゆる金型業界が集約をいたしております集約の地域でいわゆる倒産、廃業が続出しておるわけでございます。同時に、生産額も随分落ちてまいりまして、工業統計でも絶頂期の二兆円から一兆五千億までに落ちております。このままで日本の金型産業あるいは製造を支えておるサポーターインダストリーと言われたこの産業が、将来これでいいのかと。日本産業の製造、貿易立国、物づくり立国でやってきた日本はこれでいいのだろうかという議論が、いわゆる廃業するあるいは倒産前夜の人々の中から強い声として沸いてまいりました。

金型工業会といたしましても、私どもは実態調査をいたしまして、どういふことで今困っているんですかというところを実態調査をいたしました。これは東京と大阪、別個に行いましたが、その中で一番問題は、仕事が少ない、絶対仕事量が少なくなってきた。そこへ輪をかけてコストがもう安くなったかたかたきていて、それから不正な取引が発生している、このままでは我々ももう将来夢がありませんと、こういう声が随分全国から出てまいりまして、金型工業会としても、これはもう異常な事態になってきたという危機感から、経済産業省の御協力を得て、いわゆる実態調査あるいはまた経済産業省としてのユーザーに対

する指針、買いたたきの防止、それから先ほども鶴飼先生が申されましたようにソフト、一生懸命精魂込めて作ったコンピューターのデータ、これを修理という名目で取り上げられて、それを、データを海外で渡して、このとおり金型を作りなさいと、こういうアンフェアな取引が最近目立ってきた。こういうことも防止してもらわなければ、日本の、今問題になっております中国のコピー製品、これを日本はこれから立ち向かっていかないかぬと。そういうことが、国内の業者でそういうことが行われておったんでは、どうして対中国に対する著作権の問題であるとかいわれるコピー製品の追放であるとか、こういうものに立ち向かっていけるのかということもございまして。

それと同時に、我々金型業界としては、一番問題は、新規参入がもうほとんどございせん、新規参入が。ということ、我々の金型を始めた三十数年前というのは金型はいい産業だということ、で、どんなに核分裂をするように新しい業者が発生をいたしました、今はございせん。なぜかという、金型産業に未来はないという認識で一致しておるようございまして。ただし、中国辺りでは、これから物づくりは中国の番だということ、金型産業はいいよ新しい設備を入れて、人材を育成しながら、金型産業というのは成長産業であると、こういうところをえ方をしております。この落差が私は日本の製造産業の問題点として非常に重要な点かなというふうに思っております。

また、金型産業は、先ほど申し上げましたように、小規模のいわゆる業態が多いゆえに、大手企業との取引慣習というのが、契約書を基に取引をしているというのは非常に少なかったんです。ツーカーの仲で、やってくれよ、はい、分かりましたと、こういうふうなことでやってきた。しかし、それが今日ではあだとなつて、いわゆる取引慣習が崩れてきた。図面をちょっと出さない、それを、どこか、いつの間にか海外へ持つていかれると、こういうことが頻繁に行われるようにな

りました。昔はそういうことが、昔からあったんですが、それはちゃんと見返りがあったんです。トラブルが起こらなかった。今日、そういうことが非常に全国の金型業界の中から大きな声として出ております。

金型業界としてはこれを無視することができないというようなことで、今、経済産業省の御協力にを得て今鋭意頑張っておるところでございます。また昨年とおとしは経済産業省の御協力によつて、金型の実態をいわゆる実業者、我々の業者が実際に見るために、中国への調査団、東南アジアの調査団を派遣いたしました、どのぐらいの競争力があつて、どういうユーザーがあつて、どういう方向で金型業界、業態を運営しているのか、こういうことをつづさに調査をしてまいりました。報告書は全部提出をさせていただいております。

こういったことから、我々はこの日本の製造を支えてきた金型産業が今やもうピンチに陥っている、競争力を更に弱くしている、これをこののまままま放置しては日本の製造業の明日はないと、こういうことで、金型業界というのは本当に今苦境に立っておるわけでございまして、昨年辺りから新聞紙上、報道で随分バックアップのキャンペーンをしていただいたわけでございますし、いわゆる法律、今回の法律の改正でも金型という文字がここに独立していわゆる揭示をさせていただいたというところは、我々にとっては非常に金型というものをいよいよ重要視していただいたという証拠だと思っております、非常に有り難く思っているわけでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございます。
○委員長(田浦直君) ありがとうございます。
それでは、次に横尾参考人をお願いいたします。
す。横尾参考人。
○参考人(横尾良明君) どうもありがとうございます。
ます。ただいま御紹介にあずかりました横尾でございます。

レジュメに従ってお話したいと存じますが、このような機会を与えていただいた関係各位に深く感謝しております。

さて、末端事業者である個人事業主の実態ということですが、まず首都圏コンピュータ技術者協同組合の話と並行してお話ししたいと思っています。手元の方に資料がちよつとありますので、ごらんください。

首都圏コンピュータ技術者協同組合は、平成元年にIT業界のプログラマー、システムエンジニアが集まり組織された事業協同組合です。組合員はすべて個人事業主でございます。税務署に開業届を出して青色申告をしているということです。下請法の中では末端の事業者になります。

このような個人事業主がこれから大変な勢いで増えてくると私は思っています。というのは、企業人は雇わないどころか、人件費の削減をしているんですね。失業しても就職先を見付けられない、仕方なく個人事業主になる。これが経済産業省で言っているマイクロビジネスの人たちになるということだと思えますけれどもね。このような人たちを下請法の改正で守り、育成することにつながることを今回はちよつと期待しているところもあります。

個人事業主としては、仕事をするというのは実は大変なことなんです。私はよくこういう話をするんですけども、サラリーマンは天からお金が入ってくるんですけども、会社にはさへ行っているんですけども、給料日にお金が入り込んでいるんですけども、個人事業主はそういうわけにいかないんです。個人事業主の場合は営業をして仕事をして、必ずお金になるとは限りません。当たり前のことですが、お金にするまでにはいろいろな手続が必要なんです。

まず営業、その中で、話し合い、条件を聞き、見積書を作り、契約を交わして初めて仕事が始まり、仕事をし終わってもお金にならない。しかも、この過程がすごく不明確になっているところも多いということですね、サービス業の場合は特に。

じゃ、お金もらうためには何をしなきゃいけないかと。最低限、相手先に合わせた請求書は出さなきゃいけませんよね、そうしないとお金にはなりません。取引先によっては納品書、相手発行の物品受領書が必要な場合もあります。

すべての手続をして、入金日にお金を下ろそう
と思つたら残高不足になっている。慌てて入金を
確かめてみると、入金がない。このようなことは
しょっちゅうとは言いませんが、間々あることな

んですね。当たり前のことですが、お金は入金の確認をしないと使えない。また、世の中の必然として、支払は弱いところから遅らせるのが現実ですという事です。一つの仕事をするだけでも、このように細かいことまで全部一人でやらなければいけないのが個人事業主だということです。それが末端の下請事業者の立場だということを御理解ください。

そこで、当組合では、営業の代行から契約の代行、仕事の終了確認後の請求業務、入金の確認、振り込みまでの事務の代行を全部組合員に成り代わってやっているのが首都圏コンピュータ技術者協同組合ですということです。

次に移ります。中小企業の下請の現実ということです。

もう一つ、首都圏ソフトウェア協同組合の代表理事というのも実はやっております。これは、首都圏コンピュータ技術者協同組合は個人事業主です。首都圏ソフトウェア協同組合というのは中小企業の集まりです。これは今五十三社あります。それから、もう一つの資料にあります全国ソフトウェア協同組合連合会、こちらの方は、北は北海道から南は沖縄にあるソフトウェア関連の協同組合の連合会です、集まりでございます。現在十七団体、構成員として個人事業主も含めると千は優に超えていると思います。

その人たちは何をやっているかといいますと、アプリケーション系と呼ばれるソフトウェア制作をやっている企業、それから制御系と言われるプログラマを開発している企業、ゲームソフトの会

社もあります、インターネット、ウェブコンテンツ系の会社もあります。今、ソフトウエア業界あるいは情報サービス産業の中の会社は大体入っているというところでございます。その中でも一番多いのは、実は大手同業者又は大手コンピュータメーカーからの下請、孫請、ひ孫請、それより以下という仕事もありますけれども、そういう仕事をやっている企業がやっぱり一番多いというのが現状でございます。

もう一つ、うちの社団法人情報サービス産業協会というのがあります。これはソフトウェア業界の中で最大の団体です。大手の集まりだと思っても結構ですが、大体この会員の売上げを全部合わせるとソフトウェア業界あるいは情報サービス産業業界の半分以上になるといふふうに言われています。この協会で、実は企業取引委員会というのがありまして、下請部会の委員として昨年の夏より情報サービス産業業界での実態、問題点の調査、その対応策等を検討してきました。そのようなことがありましたので今度の参考人に選ばれたのか、な、こういうふうに通じております。

ではどんな状況かというお話をしますと、情報サービス産業あるいはソフトウェア産業というのは、金融関係を筆頭に大手の企業が大型システムの開発をしてきたわけです。その大型システムに引つ張られて、あるいは大型システムのおかげで伸びてきた産業でございます。ですから、どういふふうになってきたかという点、まず初期は大型コンピュータの言うなればおまけのようにソフトウェアというのは扱われた時代があるわけですね。

それからどういうふうになってきたかというと、その流れがありますので、大手企業であるエンドユーザーは、大手コンピュータメーカーに仕事をすすわけです。メーカーは子会社に出します。メーカーとか大手通信業者は、原則として子会社にしかな仕事をさせないですね。そういう仕組みになっているんです、例外はもちろんあります。そこから今度は協力会社と言われる大手中堅す。

のソフトウェア会社に出されて、さらに中小企業あるいは個人事業に出されていく、こういう仕組みになっています。ですから、メーカーから数えると二次、三次は、これは当たり前ですね。四次、五次、六次なんというのもある話だ、こういうふうな思ってください。その結果、エンドユーザーから受けた仕事が本当の末端に行けば半分以下になっているということもよくある話です。

しかし、この構造も悪いとは言えないんです。実は、こういうことかという、エンドユーザーから入金がなくとも当然下請には支払をしているんです。言い換えれば、金融と一緒にくっ付いてきているということです。しかし、このところ、今度の三番目の問題にも入りますけれども、実は大手メーカーその他が逼迫してきているんですね。ですから、この数年、突然一律の値下げ要請や締め日から支払日の延長の要請、そういうものも出てきたということです。メーカーが例えば一律の値下げを要求すると、三次、四次、五次、六次とだんだん同じ要請が順送りになってくるんです。そういうことが間々あった、近年、要するに見受けられるようになってきた、こういうふうな思っていたら分かりますか、というふうに思います。

それからもう一つ、三番目に移りますが、ソフトウェア業界の下請問題で特有の問題があります。どういうことか、本当に特異かな、というのはほかの業界にもあるような気がしますが、その三番目のところにもちよつと図がかいてあります。それはどういう図かといいますと、なかなか値段が決まらぬということです。なぜかという、物を要するに作るに、その過程においてだんだんだんだん値段が決まってくるよとということ。それを見ていただくとちよつと分かると思いますけれども。

今まで幾度かソフトウェア業界も下請法の対象業種にするという話は実は出てきています。その都度話が流れたのは、そういう理由なんです。

ソフトウェアの開発は、走りながら考えるところ走りながら作るようなところがあるんです。私がこの業界に入った当時は、SE、プログラマーが大変不足していたんですね。当時、通産省は、百万人足らなくなる、こういう話を言っていました。皆さん覚えておられると思いますけれども。現実にはそうならないんですけれども。

ですから、こういうことが起きたかという、一つのプロジェクトが始まるためには、まず人集めですね、人を集めます。技術者の技術力よりも頭数の時代だったんです。ソフトウェア開発代金になったのもこの時代だと思われている人月単価に言い方をすれば、集まった技術者の数に合わせて、それに見合う仕事を持つてくるような状況、かといって、ただ人を遊ばせているわけにもいきませんから、当然価格も期限も何も決まっていけないまま見込みだけで仕事が始まるということも間々あったわけです。

そのような業界で発注書等の書類はもちろんおざなりですね、当然です。また、大手企業の発注書は仕事が終わってから物品受領書と一緒に出てくる、訳の分からないようなことがまかり通っていた、今でも多少まかり通っているところがあるんですが、というのがソフトウェア業界の現状だということです。ですから、最先端の業界とされている業界がこのような状況というのも皮肉かなというふうにも思います。

現状でもいろいろな発注方法があります。ですから、それを先ほどお手元のレジュメで見てもらったんですが、これが段階的な発注です。ですから、すべての受発注を同じレベルで扱おうということの難しさというのは情報サービス産業の中にはあるということだけ御認識していただければいいと思います。

それから四番目、プログラム制御機器とプログラムというところでございますが、プログラム制御機器のプログラム、よくちよつと分らないところがあるんですが、結論から申し上げますと、一

般のプログラムと制御プログラムと製品組み込み型プログラムとチップ内蔵型プログラムを分けることがすごく難しい時代に入ってきたんですね。どういうことかという、工作機械でも先ほどいろいろお話ありましたけれども、それから家電製品でもパチンコ台にしても多機能なものが多くなってきたわけです。多機能だということ、その中には要するに機能をプログラムで制御しているものももちろんありますが、それだけではなくアプリケーションソフト、ソフトウェアそのものが機能になっているという場合も物すごく多いんですね。

ですから、先ほどの金型のお話や何かの中でも、いろいろなものを、いろいろな要素に条件を向こうが持つていつちやって作っちゃいましたよという、これは制御プログラムなのかな、アプリケーションなのかなと、この訳の分からない話が一排出きたということです。あるいは、今情報家電なんというお話が出ていますけれども、これは実験が始まっているんですけれども、冷蔵庫と通信を合体させて、それで要するにどうなりますかねというお話ですよ。だから、そういうようなことまで考え合わせると、いろいろ分けるのは難しいかな、こういうふうな思っています。

五番目、あと五分しかございませんので、下請法による影響ということ。下請法の影響としましては、当然のことですが、対象企業の取引はもちろん、下請法対象以外の取引についても取引書類の整備がなされるようになると思います。それをやっていかないと、下の方に通じていきませんので、IT業界だけでなく、サービス産業そのものの、いろいろなものに対象が広げられれば、企業間取引の標準モデルを作ることに最終的にはなるんだと思います。

それは、実は大変なことなんです。実は、それを行うことによって何が始まるかという、電子商取引が始まる可能性がります。なぜか。どの企業も今、発注書等の書類を手で書いていないんです。

コンピュータで作っているんです。それをプリントして封筒に詰めているんです。その上、切手張っているんです。それで出すんです。おかしいですよ。どう考えても、コンピュータで発行したものはコンピュータで送ることができる時代です。それが当たり前前の時代に入っているんです。もう、にもかかわらず、そんなことをやっている。

じゃ、何でそんなことをやっているかという、企業間の取引のルールが標準化されていないからなんです。ですから、今回の法律を通すことによって、企業間取引のルールが確立される可能性が僕はあると思っています。これは大きなことだと思っています。しかも、サービス業の中で、全部で。

ということ、これは機会に官がリーダーシップを発揮して電子商取引の推進を図ることができるよう気がしています。これをやると、どういうことが起きるかという、官公需ですね。今、電子入札が始まったんです。電子入札以降、どうやって電子でやるのって決まっていけないんです。取りあえず入札なんです。そうですね。電子でいろいろなものを納品しなさいと言いが、電子の契約書がないんですね。あんなものはすぐできますよ。あれもみんなワープロで打つかあれで打っていますからね、電子契約書を作りやいわけ。ということ、これをきつかけに、実は電子政府、電子自治体、こちらの方にも波及すると思います。

もしこちらの方に波及しますと、どういうことが起こるか。官公需から電子取引を始めた場合に、民間のところでも官公需をやっているところが二つ系統を持たなきゃいけなくなっちゃうんですね。官公庁とやるときはコンピュータ、そうじゃないときは紙、今までどおり封筒に詰めてやるんだと、これ、面倒くさいですよという話になったときに、ようやく世の中全体が動き始めるような気がしています。

ですから、下請法の直接間接の影響をよりいい

方向に利用することが将来の日本にとって大切なことだと私は信じています。

私見を交えながらいろいろしゃべらせていただきますけれども、どうもありがとうございます。

○委員長(田浦直君) どうもありがとうございます。

以上で参考人各位の御意見の陳述は終了いたしました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○福島啓史郎君 自由民主党の福島啓史郎でございます。今日は三人の参考人の皆様、本当にお忙しい中御出席いただき、また貴重な御発言をいただき、大変ありがとうございます。

まず、お一人ずつにお伺いしたいわけでございますが、まず鶴岡先生でございますけれども、先生、今の中小企業の状態ですね、企業規模が小さく、経営者と家族と、また少数の従業員でみんな働く、職住近接だと、西洋的な方向にむしろ向かっているという御発言なんです、私、これは正に日本経済の宿痾と言われました二重構造がむしろ解消に向かっていた、高度成長の中で解消に向かっていたかと思っていたわけでございますけれども、むしろそれが新しい形で固定化しつつあるというふうに思えるわけでございますが、その点について、今後の展望を含めてどういうふうに考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○参考人(鶴岡信一君) 二重構造論というのはどうとらえていいのか、ちょっと私もよく分からないところがあるんですよ。何か、もう解消したんだというふうなこともおっしゃられる先生方もいらっしゃると思います。

ただ、非常に単純に考えて、同じ業種で、同じ年齢で、もらっている給料は明らかに違うと思いますよ。大きな企業と小さい企業では、本当に零細な企業ではやはりもらっている給料も少ないというところは間違いないと思います。それから、いわゆるフリンジベネフィットのようなものも少ないと思います。

ないと思います。

これがどういう方向に行くかという、要するに一律に全部すごく差があるというだけの話ではないと思うんですね。要するに、中小企業でも例えば十人で売上六億とかそんな会社もあるわけですね。これは製造業でもそうなんです。ですから、凸凹は物すごくあるという、いいところは物すごくいいと、だけれども、細々とやっているところも多いというところだと思えます。だから、一律に二重構造が復活したとか、いや、そもそも解消したのかどうかよく分からないんですけれども、そういう一律な言い方ではできないと思うんですけれども。

ただ、やはり先ほどのソフトウェアの業界のお話も正にそういうことだと思えますけれども、一人でおやりになる方が増えていって、これは明らかに大企業の中でソフトウェア技術者としてやるよりは、非常にうまくいく人はあつと時流に乗るかもしれないけれども、ずっと細々とやっていって下請のソフト屋、プログラマーとか技術者もいらつしやると思うんですね。ですから、その辺の非常に差が大きくなる。いわゆる形としては小規模でも、中身は非常に差があるという、そんなむしろばらつきの多い状況になっていくという、もし二重構造が新たに出現するすれば、それは非常にばらつきの多い形であるというふうに見えていいんじゃないかなと思います。

○福島啓史郎君 ちょっと追加してお聞きしたいんですが、ということは、従来言われておりました二重構造、大企業とそれから従属的な中小企業、零細企業という、そういう二重構造の復活というより、むしろ小企業の方に、何といいますか、選択性なり自発性なりが、あるいは多様な展開ができる、そういう可能性を持った構造であると、大と中小の構造であるということなんでしょうか。

○参考人(鶴岡信一君) 可能性を持っているところもあると。

○福島啓史郎君 じゃ、上田参考人にお聞きした

いと思いますけれども、私も昨年、大田区の金型工場を見てまいりました。また、昨年の五月にはインドに参りまして、ちょうどインドに、オートバイあるいは自動車工場が海外に出たものでございますから、金型工場も出ざるを得なかったというところで出た静岡の金型工場でございますが、見てきたわけでございます。

それで、お聞きしたい点は、これからの金型企業はやはり中国あるいは台湾、韓国といったようなもう安く作れるところと競争していかなくないかという、これ、やむを得ないところがあると思うんですね。したがって、対応は二つあるだろうと思うんですが、一つは国内でしかできないようなものを作っていく、かつコストを下げていくという方向と、それから今申し上げました、さっき例を申し上げたんですが、海外へ自ら出ていって、そこでもって現地の例えば中国なら中国企業を相手にした金型企業を起こしていくという方向。今、特にコンピューター注文が入ってきたもので、そういう方向もかなり容易になってきていると、前者の場合でございますが、付加価値、高付加価値を取っていく。それからもう一つは、海外に出ていって、現地の工場、製造工場を相手にしていくという方向が考えられると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○参考人(上田勝弘君) 金型の、いわゆる金型メーカー等は、これは非常に地元のいわゆるオートバイメーカーと密接な関係があつて、そして企業規模もある程度やっぱりしっかりした企業であらうかと思えます。

私が先ほど申し上げましたように、金型の実態は、そういった実力のある企業も二〇%はあるというところでございますが、八〇%はいわゆる資金にしても情報にしても人材にしても、そういったことができないという企業が圧倒的に多いわけでございます。これが今一番問題になっているわけでございます。

また、今現在利益がもう出ないという企業がある

う圧倒的でございます。六十五歳になると社長職を辞して、そして年金をもらいながらアドバイスだけはやると、こういったことやとか、あるいは社長の給料をもう辞退をして経費を削減すると、こういった並々な経営努力をしながらも、金型業をやめるわけにもいかないし、やめる決断もできないし、借金もあるし、こういったことが非常に圧倒的に数が多いという、ここに金型業界が抱えている問題があるわけでございます。

海外へ行く企業というのはそれだけの実力を持った企業で、これはもう海外へ行って現地日系メーカーとのいわゆる供給を行うというふうなことで、これはもう非常に望ましい姿ですけれども、そういうことが全部できないというところに悩みがあるということだけを御理解をいただきたいと思えます。

○福島啓史郎君 続けて上田参考人にお聞きしたいわけでございますが、そうしますと、その八〇%の資金なり情報なり人材の乏しい金型企業、この振興策といえますか、どういう施策もつてこうした方々が経営やっているとしようとしたらいいというふうにお思いでしょうか、どういう施策が必要かと。

○参考人(上田勝弘君) これは、東京都下で行いました金型の実態の調査、どういふことを望んでいるんだというふうなことを調査した資料がございます。この中ではもう極論も随分出てまいりますが、国の方が金型は日本で作るように大手ユーザーに行行政指導してくれとか、金型のいわゆる輸入もございまして、海外で作った金型を日本で使うという。これについては課税を強化してくれとか、取りあえず金型業界に仕事がいわゆる潤うような施策を取っていただきたいと、こういう切実な声がございます。

自由競争の時代ですからそんなことは一概に、できるものとできないものとあるんですけれども、やっぱり一番問題は仕事がないという、なくなっているということ、コストがもうたたかれて、弱者の立場でいやが上にも低コスト、受

注のときから赤字を覚悟しながら仕事しなきゃならぬ、こういう声が、それをどうするのかという問題が我々に課せられた問題でございます。

○福島啓史郎君 続きまして、横尾参考人にお聞きしたいわけでございますが、今、こうした中小のソフトウェア産業の規模が大体三兆四千億というものが、九七年のデータ出ているわけでございますが、その大半といえますか、三分の二、六三％はアウトソーサーという形で下請が中心だということなんですが、これは今も変わっていないんでしょうか。つまり、下請以外の、例えば地域ネットワークなりあるいは特定市場向けの製品開発なり、つまり自主性を持って、自発性を持って開発する、あるいは営業ができる、そういった分野での市場は余り伸びていないんでしょうか。

○参考人(横尾良明君) 日本のソフトウェア産業をよその国と比べると大変なところがあるんです。どこが変だというと、アメリカの場合には要するにパッケージからいっているんです。もつとと言うと、自分のところに合ったパッケージを買ってきてそれで要するに使っていくという。ですから、向こうは早かったんです。もつと逆に言いますと、アメリカの企業はどういうふうになっているかというと、パッケージに合わせて組織を変えていったんです。それがエンジニアリングです。

日本の場合には首切りができませんから、実は、自分のところに合わせてソフトウェアを作ってくれと言わねえ、中堅企業でも。そうすると、実は要らない判こを押すようなところまで作んなきゃいけないというのが現状なわけです。ということはどういふことかという、どうしても注文生産のソフトウェアをそれに合わせて作っていく、そうするとその中には下請構造も生まれてくるということですね。ですから、日本のパッケージソフトというのは余り育っていないんです。ただ、これからパッケージソフトの時代になるんじゃないかなとも言われています。そういう意味では、そういう会社が、伸びてきている会社も

あります。それから、業種型、うちはこういう業種に合わせてやっていくんだという企業も間々あります。ただ、全体ではありません。

○福島啓史郎君 横尾参考人に引き続きお伺いしたいわけでございますけれども、ソフト業界の、中小ソフトウェア界の特許等の知的所有権に対する取組はどんな状況でしょうか。横尾さんのところもこういう特許等の知的所有権の取得を目指しておられるわけでしょうか。その辺り、あるいは他の同業者を含めてその様子をちょっとお聞かせください。

○参考人(横尾良明君) 特許と、もう一つ著作権の問題があります。特許が取れるようになってきたんですが、どちらかというと、アルゴリズム、基本のところにかかわるようなもの、それから、要するにその製品そのもので特許取るというのはなかなかまだ難しい状況にはあります。特に中小企業の場合にはあります。

ただ、著作権の問題は、実は複雑に絡みます。というのはどういふことかといいますと、先ほど言ったように何重構造になっていますね。著作権というのは本来、猿ではない人間が一番最初に物を書いたらこれが著作権です。そうすると、一番最初にそれは個人が持っているものですね。その個人が持っているものを、社員であると会社に帰属するわけです。それから派遣社員だと、それも会社に帰属するわけです。日本の場合にはですよ。よその国の場合には会社とは限らないんですけれどもね。というのは、自分の書いた物は会社に帰属すると別の契約を持っていれば別です。

ですから、そこら辺がまず、日本の社会そのものが企業中心になっていきますから、そこから今度発生して、次のところには、じゃその著作権は上げましようというより著作権込みの値段ですよというふうな契約がなされていっているというふうな解釈しないと、例えば大きな銀行のシステムが止まりましたと、でも実はあの中にはいろいろな著作権が入っているんですよというところで、すよね。どこのやつなんだという権利関係を調べてき

たときに実は何百社も出てきちゃうという訳分らない話が出てくると問題がありますよね。

○福島啓史郎君 今の横尾参考人の言われました特許等の会社と社員の関係、契約主義に移行していくことで検討が進められているわけでございますが、これは次なる特許法等の改正のときに十分意見を踏まえて対応していきたいと思っております。

非常に、上田参考人、厳しい状況でございますが、是非頑張っていたら、我々もこの下請法の改正等できる限り行政あるいは立法府として協力できるところは協力していきたいというふうに思っております。

また、鶴飼先生、今日はどうもありがとうございます。

○木俣佳文君 私、民主党・新緑風会という会派でございます、参議院の木俣佳文でございます。今日、早朝から遠路、また岐阜の方からもまたお越し、三参考人にお越しいただきましたこと、を、まずもって心から御礼を申し上げます。

我々民主党は、実はもう二年前からこの下請法の素案を出しております、一年半前からは実は臨時国会の方にも、これは実は院の方にも出してこれを検討を進めてまいりました。結果、内閣の方から閣法という形で出て来て、それを修正する、逆にいびつな形で今回修正案が通るといふことをまず御認識いただきたいというふうな思っております。ですから、本日に皆様方下請の立場に立って、下請という言葉自体がやはりどうか、協力会社とかですね、そういう思いで我々はおりますので、よろしく願います。

まず、鶴飼先生から。

この研究会で、先ほどから、平成十一年ぐらから先生も入っていたらレポートをまとめていただきましたけれども、今回、ソフトウェア、サービス業ということで適用範囲は広がるわけでございますけれども、もちろん金型の方々も入るといふことは非常に喜ばしいことではありますけれども、このレポートの、去年の十月二十四日の議事録を見ましても、金型さんだけを下請法の対象にするのではなくて、製造委託のみならず特殊な工作機械の製造委託、特別な工具、例えば自動車という治具とか、いろいろあるわけでございます。包装機械、機器とかありまして、そういう結論が書いてありますけれども、この辺りからどのような御感想をお持ちか、まずお願いします。

○参考人(鶴飼信一君) 金型に関して、基本的には、中小企業の側からすれば、法の網の目で救っていただけの範囲が広がれば広いとはいふ思っております。ただ、なぜ金型だったのかというところで、金型以外にも製造設備、製造ラインにはいろんな設備機器とか治具とか、鋳物でいうと木型とか、実際には発泡スチロール型とかが多いんですが、そういったような非常に金型と似たような性質を、特性を持つものは一杯あると思います。

ただ、何で金型だけなのかという、だけという、私は金型が最初だと思っておるんですが、要するに、親企業にとつては図面だけを受け取って、先ほどもちよつとお話ありましたけれども、要するに渡すことが非常に容易になると。非常に生産化、今ほとんどCADで作っていますので、相手側が、金型を作る側がいい機械設備を持っていれば、ほんとに乗っければきちゃうという意味では親と下請の力の潜在的格差というのが非常に大きくなると思います。要するに下請にとつては全く転用の利かないものを作っているわけですね。だけれども、親企業にとつてみれば、図面さえうまく引つ張ってきちゃえば、金型を実際に親企業は下請に作らせなくても、もつと安いところ

に、海外に持つていつて作らせるという意味で、よそへ移転が親企業にとつては容易だという、そういう意味で力の格差が非常に開きやすいところがある点。

それで、例えば木型とか設備器具とか治具というのものは非常に重要なもので、先々はこれの辺も検討していただきたいんですが、やはりこれは図面だけ出させてよそで作らせたという例は余り聞かないわけで、現物出した後でコピー製品が出回ったというのはよく聞く話ではありますけれども、そういう意味では、まず金型を取り上げていただいたということは、私は、それでは評価できると思っておりますけれども。

○木俣佳丈君 この議事録によれば、これだけは、金型さんだけというのは疑問があるというのが公式な文書なものですから、そのようにお答えいただきたいと思いますけれども。

次に、資本金区分でございますけれども、今回、サービス、ソフト業種が入るといことで、別の資本金区分一千万、五千万というバーを作ったものと、それから従来一億だったものを一千万と三億ということにバーを設定いたしました。

ただ、私も、実は本委員会の質疑の中で、自動車修理業はこれは中小企業基本法の中ではサービス業に入るわけであります。ところが、下請法の網羅する中では修理委託に入るわけでございまして、ですから、ねじれているということであります。先ほど鶴飼先生が今度の修正でまた是非新しい法律をということなんですが、実は四十六年変わっていないんですね。私が生まれるはるか前から、昭和三十一年、この法律ができて初めて改正をされる。四十六年たつてまた入れればいいのか、そのころにはもう本当にどうかなつちやつてゐるんですね。ですから、今回、私は、今ここから検討しなさいという言葉をございまして、それが、そういった意味で基本法と下請法のねじれが完全に生じているわけであります。

そして、またこの中にはソフト業も三億のバー

ということであるわけでありまして、実は一千万円と二億九千九百九十九万円が同じテーブルにのるといのは私はおかしいというふうな思つて、少しでも、かといつて余り細分化しても、これは独禁法の特別法でございますので、これはまた施行が、執行がしにくいということでありまして、けれども、一億のバーぐらいを一つ入れて分けるというのは私は適切ではないかと。これは前根委員も同様にお答えいただいておりますが、このことについて鶴飼参考人、それから横尾参考人、お二人からちよつと簡便にお答えいただければと思います。

○参考人(鶴飼信一君) 中小企業にとつては是非、法の網が、先ほど言いましたように、細かいほど有り難いといふことは言えると思つて、従来一億がラインでしたわけですから、当然今回の、今回というか、あれを変えたことで漏れるところがやはりあるわけで、ただ、研究会での議論では、どうも大企業と中小企業の取引を規制するものだからというようなロジックが主流であつたと思つて、それで救えない部分は独禁法の方でやるというふうな議論になつたと思つております。

修理委託の件なんですけれども、これはやはり非常に長年、今、それは全く同感でして、長年改正をしておかなかつたことで法律間でそこを来しているといふことは私も実感しております。それから、あと下請法の全体のちよつと構造が、やはり類型を全部、対象業種と類型というのを決めていつてやつていくといふ、そういう意味では非常に継ぎはぎになりやすい構造を持つてゐると思つて、私は法律の専門じゃないんでよく分からないんですが、そういう意味ではどうしても次から次へで、本当はだからもう少し、もっと頻繁に現状に合わせて改正していくというスタンスが本当は私は必要だと思つて、

私としてはそういう意見しか言えません。

○参考人(横尾良明君) まず、サービス業ですけれども、特例で三億円、一千万の方にしようとい

う話になってますよね。僕は、まず三億円という線は大事だと思つています。なぜかといふと、先ほど言いましたように、大きなところから、大きなところが変わるのとちやちやいところまでどどどと変わるんですね、うちの業界は。何重請けにもなつていきますから。そういう意味では大きいところ、三億円というバーは絶対に必要だといふところ、三億円だけの企業で物ができないとかいふこと、三億円以下の企業で物ができないといふこと、今、下請コードで使つて、アウトソーシングという言葉を使つていただきまして、けれども、そういうところがみんな寄り集まつて作つてゐるわけですね。そうすると、そこにバーがもしなければぐじゃぐじゃになつちゃうと思つて、三億円以上の企業が三億円以下の企業を使わなければ仕事ができないといふ意味ではこれは必要でしよう。じゃ、その中間がどうなんだろうといふことになつたときには、よく分かりません。一千万あるいは個人事業主のところも必要だとは思つて、いふのは、先ほど一番最初に言いましたように、そこが弱いところでもありますから。

といふのは、いふことは要するに、僕の、私の本当に私的な意見ですけれども、まずはこの下請法が無事に通つていただいて、三億円でもどこでもいゝんですけれども、で、その中でやつていただいて、次に改正をしていただいた方が、いふのは、いろいろな不都合が出たときにですね、いふような気はしています。

○木俣佳丈君 今の質問をまとめれば、鶴飼先生からありましたように、かなり法案の中でそこを来しているところがあると、継ぎはぎが目立つといふようなことだと思つて、

次の質問でありますけれども、これは公取の調べでも、例えば、ソフトウエアの横尾さんに、要するに発注内容の変更等を、これは調査によれば、ユーザーとの間で七割、それから同業者でも六割三分という変更要請があるといふこと、先ほどいろいろ突然の額の変更、締め日の延長とか、これは特有の問題も逆に、また発注と納品書が一緒

に来るとか、いろいろお話ありました。一番最先端が一番泥臭い仕事をしてゐるんだというお話だつたと思つて、こういふ発注の変更とかやはりやり直しというものが、私も友人、ソフトハウスの方、多くありますので、かなり頻繁にあると。

ただ、言われましたように、段階的な発注といふような一つの業態の在り方といふものもありますけれども、しかし書面の発行、契約書の発行といふものも段階に合わせたやり方といふものがあるはずなんです。ですから、電子商取引でももちろんさうでございますけれども。

少し、特別な、これはまず仮の契約であつてみたいなやり方は、これは別にほかの業界だつてあるわけでございますので、ですから、我々としては現法、今直ちに書面の発行をしないといふものから、実は内閣の方は若干二、三段下りた、まあ「遅滞なく」といふ言葉になつておりますけれども、我々は、やはり直ちに、取りあへず、やはり書面の、書類のやり取りをしないといふ修正をしたいと思いますけれども、この違反行為の数又は比率、そして先ほどの陳述等も含めて、こういった問題どういふふうにお考えでしょうか。

○参考人(横尾良明君) まず、直ちに必要なのは出してくださいといふのは下請側から見れば当たり前前のことです。ただ、決まらないものもありまして、その場合は仮でもいいじゃないかといふところももちろんあります。そのためにこれをつけておいたんですが、金額がなかなか決まりません、でも実は算定根拠がこういふふうにありますよといふものもあるんですね。そういうものは必ず付けていただく。

いふのはどういふことかといふと、うちの、ソフトウエア業界の場合には先ほど言つた人月単価的なものがありますので、ですから、まだどこまでやればどういふふうにならるか分かりませんけれども、この数か月はこれ働いてもらつちやつてますよね、この働いてもらつてゐるこの

もう一つ大きなことは、ソフトウェア産業もよく普通の産業と同じようになったということです。どういうことかという、予定どおり仕事が終わる。納期を守るような状況が出てきていま

す。ということはどういうことかといいますと、先ほど言いましたように、官公需もそうですが、大手企業というのは全部予算で動いているわけですね。予算で動いている場合には、実は仕事は四月から始まって三月に終わるんです。三月に終わって四月から始まったときは仕事がないんです。ないんです。でも、今までは半年延びていたんです。ですから仕事あったんです。ぴたり止まるようになると、季節産業と同じように人が余るんです。

そういう状況も出ていますから、そういうことも全部踏まえながら全体的に考えていかないと、買いたたき、中国どこのこうのというだけではない大きな問題も抱えているということです。

○松あきら君 ありがとうございます。

やはり中国だけの問題ではない、全体的に考えていかないとというふうに伺いましたけれども、やはり私自身は中国という問題も非常に大きいと。つまり、模倣品云々もそうですけども、今、知的財産立国を中国が目指している。韓国もそうなんですけれども、特に中国は人が多いですからね。今ITの部門で非常に伸びているんですね。そうした技術者等々の、あるいはそうした博士等々も含めまして、非常に育成をしているんですね。そして、もちろん人件費も非常に安い、すべてが安いという中で、特に金型などは日本が一番優れていると私も思っているんですけども、こうした問題を、今、上田社長は、打つ手が無い、どうしたらいいのか、今こうしてほしいというのは思いはあるけれども、やはりそれ今伺っている、正に国がしっかりとこれは取り組んでいかなければ、それぞれの業界の方たちにそれを押し付けるような問題じゃ絶対ないという、今日は本当に思いを強くなりました。

今後、この委員会もまた頑張つて、これはもう与党、野党ないですから、頑張つてまいりたいというふうに思います。

最後に、鶴岡先生、公正取引委員会は下請取引の実態を余り調査していない、こういう意見もあるんです。

るんです。公正取引委員会にどのような施策を望まれるのでしょうか。

これで終わりにいたします。

○参考人(鶴岡信一君) やはり取引実態を正確につかむことが次の、何というんですか、改正というんですか、につながると思うんです。

先ほど、どなたかおっしゃっていた、そういう、さっきの金型を入れて、ほかのという話もありましたよね。ああいうのも、やはりまずどういう取引実態が、金型以外の、例えば設備機械とか木型とか、そういったところで行われているかというのを、やはり取引実態をしつかりとかむということと、もう一つ、迅速に行動していただきたい。

これは、先ほどからよく優越的地位の濫用というのには独禁法の方でもコントロールできるんだという議論もありましたけれども、やはりそれは運用を迅速に機動的にやっていたかどうかというのが前提ですので、そこらもしつかりやっていたかどうかとも思っています。

○松あきら君 ありがとうございます。

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。大変有益なお話ありがとうございます。

まず、上田参考人にお伺いしたいと思うんです。金型も流通といいますが、それが持ち出されるという問題が、お話がありました。

実は私、一年前に蒲田のやはり金型業者の方から怒りを持った告発をいただきました。これが大企業を通じて海外に流れていると。結局、自分たちの技術を盗むという、そういう話が聞かされて、当委員会で、これはちょうど議事録持ってきたけれども、去年の四月の十八日に質問いたしました。

金型を作製して、商品を生産して、しかも自分の書いた製図が、また金型が外に流れていくと、無断で。これは一体いかなる問題かと。知的所有権の魂、それが持ち出される問題について質問しました。

平沼経済産業大臣が、その問題について、技術

流出の問題については知的財産権あるのは公正競争上の観点からしつかり措置を取っていくということとを答弁したわけですけども、やはりこの一年間、先ほどお話し伺っていても、やはりその流れは止まっていけないどころか一層ひどくなっているというそういう印象を持ちましたけれども、その実態についてお伺いしたいと思います。

○参考人(上田勝弘君) 経済産業省の方から昨年指針を出していただきました。日本の金型業界の三大ユーザー、自動車工業界、自動車部品工業界、電子情報機器、その業界に産業局長名で指針を出していただきました。

これを受けて、我々は今実態調査をしているところでございます。惜しむらくは、三大メーカー以外にいわゆる金型のユーザーはまだ一杯あるわけでございます。経済産業省の指針をもう少し詳しく必要があるのかと私は思っております。

そういう意味で、まだ隠れたそういった今、先生がおっしゃった問題があるとは思いますが、これから、いったん国の行政指針に基づいて我々これから現場へ入り込んでそういう実態調査を真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○緒方靖夫君 横尾参考人にお伺いします。

今と同じような問題です。つまり、知的所有権の問題、著作権の問題で、ソフトウェア業界というのはいくつ、正にそれが命の業界ですから、その問題多々あるんじゃないかと想像するんですけども、その問題について、どんなことがあるのかについて、もしあれば、こんなことがあるということについてお教えいただければと思います。

○参考人(横尾良明君) まず、特許権のお話をしますと、うちの組合員の中でも優秀な会社があります。まして、特許を幾つか持っている会社があります。圧縮伸長技術ですとか音声認識的なものなんです。か、いろいろなものがあるんですが、結構古くなるんですね、うちの業界速いですが、結構古くなる技術がどんどん出てきますから。

ですから、それじゃそれは守られているかという、それはそれなりに特許のものは守られていると思います。というのは、世界特許をある程度取っていないとどこにでも流れるものですから、またそういう努力をしていますので。ただ、特許が万端というふうには全く思っていない。特許が売れるものというふうにも思っていない。

というのは、特許はそんなに簡単なものではない。特許は製品になって初めて、特許を持つていようが持っているかろうが、製品になって初めて価値を生むものなんです。逆に言うと、もう一つの特許の使い方というのはあります。実はちょっと前に騒がれたサブマリン特許ですね。よそが製品として売っているものの中にうちの特許が含まれていると。売れるのを待ただけです。言わないんです。それから取りに行くんです。そういうしないと特許は金にならないんです。

それぐらいのことを日本もみんな今勉強していますから、特許権そのものというものはただの価値を見だしているかというのとはちょっと疑問のところはありますけれども、それはそれなりに取っていいと思います。これは自分のところに必要だと思えば。

著作権の問題にします。著作権は一時かなり騒がれたところがあるんですが、現実問題言いますと、先ほど言ったような問題であるんですね。どうしても、お客様にこのソフトをお納めしました、そうすると、そこに要するに著作権が一杯、本来である著作権が全部くっついてきちゃったと。いったときに、何かが起こったときの大きな問題が出てくる。というのを考えると、余りしつこくそこを追及するかどうかというより、現実合合わせる必要かなというふうには思っています。ただ、全部要するに召し上げるような話は駄目だと思います。

それよりも、もう一つは、それに近い話ですけども、パッケージソフトの話があると思います。自分の、あるいは自分のところで持っているソフト

トウエアというのがあるわけですね、それが著作権に近くなると思いますけれども、それを要するに、今度のシステムの中には組み込みますといったときに、それを幾らで評価して、幾らで買っていたかどうかということですね。ここはやっぱり交渉事。これも要するに、全部がオーケー、全部がいや駄目だよということばかり余りないと思います。じゃ、それをどこまでちっちゃいものまでやるかという話もあるんです。

というのは、極端なことを言いますと、時間を表す本場に単純なソフトウエアであっても、これは要するに斬新的なものであるというものがあつたとします。でも、こんなものは時計表さなきやいけないから、うちでも組み込んでおきますよ、大したものじゃないからという話もありますよ。でも、もつと要するに複雑なものもあるわけです。それを使えば、一から作ると大変手間が掛かるんだけれども、今自分たちでもう持っているものを組み込めば安く上がりますよね。ですから、この分についてはこういうふうに下さい、これも交渉事ですね。

ですから、そこら辺がかなり、いやそこでだまされたとか、いや持っていかれちゃったとか、そういうような話というの間々聞くんです。聞くんですが、実際の要するに取引形態の中まで踏み込んでいかないとよく分からぬという部分が結構ある難しい問題ではあります。

○緒方靖夫君 鶴岡先生にお尋ねします。

実態を踏まえて学問的かつ大局的にお話を伺いたいと思うんですけども、一つは、大きなテーマなんですけれども、先生が先ほどおっしゃられた大企業の優越的地位の濫用、これを止めさせる、これは非常に大きな課題だと思ふんですけども、これを実効あるものにしていく上で今求められているものは何かという、そういう点で伺いできればと思います。

○参考人(鶴岡信一君) なかなか難しい話ですけども、やはり何というんですか、法律の運用をやっぱり機動的にやっていたかどうかというのがまず

基本だと思ふんですね。

ただ、最近いろいろ、何というんですか、手を替え品を替えというか、非常につかまえていくようなものが一杯あるんですね。ですから、そういう意味では、よく運用する側が現状を、要するに生産現場の、製造業でいえば生産現場の現状をしっかりと知っていたかかないと難しくなってきたと思うんですね。

一例言いますと、最近ちょっと気になっているのは、ISOを取りますよね、九〇〇一とか二とか。ああいうのを取ると、特に品質関係のところだとQC工程表とかいうのは、これは取つても取つていなくてもやることはやっているとすけれども、品質を管理するQC工程表というものをやるんですよ。要するに、この工程ではこれをチェックしてとかいう、こういう一覧表みたいなやつを。こういうのって、実は品質管理の意味じゃノウハウですよ。そうすると、親が下に、大体ISOを取るときも、取つていなきや仕事をさせないよというところが元々ありますからね。これもそもそもの問題といえれば問題なんですけれども。

取つたら取つたで、じゃQC工程表をちょっと出さないと言われることがあるわけですよ。そうすると、ある意味では品質管理のノウハウが吸い上げられる可能性はあるわけですよ。先ほどの金型のCAD図面じゃないですけども、そいつをそのままひいて持つていくことも可能なわけですよ。

そういうことがいろいろあるという実態をちゃんと押さえていないと、機動的な運用というのはなかなか難しいですよ。ですから、その辺がもうポイントだと思ふんですね。

○緒方靖夫君 続けてもう一つ、空洞化の問題ですね。これは先ほどから話になっていきますけれども、これは本当に大きな問題なんです、これをどういうふうにしていったらいいか。例えば、中国では時給三十五円なんということがあるわけですよ。これはもう勝負にならないです、労働力の

コストからしても。そうすると、その問題について先生はどういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(鶴岡信一君) そうですね、基本的な行き方はやはり、より付加価値の高いものを作るといふことしかないですね。ただし、その行き方が、私は、必ずしも言われているような高度技術とか先端技術を使うものだけではないなとは思っております。

一例で、一例というか、要するに、何というんですか、従来の技術、まあ多少高度な技術でもいいんですが、技術と例えば技能みたいなものですね、これを組み合わせると作るといふものが一杯実はあるわけですね。それから、作り方でもまだまだいろんな工夫ができる分野はあると思うんですね。

これ、一例で言いますと、例えば私は、その付加価値を高めるものというものを追求していくと最後は材料に行くと思つていられるんですよ。そうすると、材料というのは金属もあれば木もあれば、いろんなものがありますよね。その辺の研究というのは実はよそで絶対まねられない部分になってくると思ふんですね。ですから、まねられない部分って、機械で単に、コンピュータで設計したような部分というのは割とまねられちゃいますけれども、材料をどうするんだとか、非常に細かいところの工夫とか仕掛けがあれば、必ずしも簡単にまねられないものが作れると。

材料の方ですつと行きますと、これ例えば、すごいすばらしい工芸品なんというのは、これは絶対まねできないですよ。そうすると、あれの材料技術というのは実は物すごい、ただ刀にしても刀かじの伝統的な作り方というのは全然違う、量産体制とは全く違う作り方ですよ。そういうところにも何かヒントがあるんじゃないかなと思ふんですね。

ですから、より付加価値の高いものを作るといふのは基本方向です。ですけども、そのやり方というのは、従来言われているような単にDNAをいじくり回すようなところばかりにあるわけ

はないと思つています。

○緒方靖夫君 最後に、上田参考人にお伺いしたいと思ふんですけども、大企業とそれから下請との関係ということはいつとも大きな問題になると思ふんですね。そのときに、結局、例えば下請業者が親事業者の例えば違反行為とかそういうのが目に付いても、仕事を継続したいというそういうこともいろいろあつたりして、それを何とかいいますか、正面から取り上げるということは非常にやりにくい立場にあるということには非常にびっくりしていると思ふんですね。ですから、そういう中で、やはりいろいろ中小企業庁の調査でも違反行為が指摘されるケースもあるんですけども、それはごくごく氷山の一角だというのは常識だと思ふんですね。

そういう中で、本場に実効ある形でそういう行為をなくしていくという、そういうために公正な取引ルール、これを作るためにどんなことが必要か、現場におられて、また現場で一番その状況を知つていられる上田参考人として、その点についてどうお考えになるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○参考人(上田勝弘君) 今おっしゃっていたことは、全く我々の一番重要なポイントでございます。

さきに、今、私の個人的私見でございますが、この下請法、この下請というのには、先ほど木俣先生が冒頭おっしゃったように、ちよつとこの言葉は、下請はというふうな言い方を言われておつたんですが、私自身も、これは下請という言葉は私は差別用語じゃないかと、今日、こういうふうにしております。韓国へ行きますと、タクシの運ちゃんとは言いませんからね、運転技師という名前を尊敬用語で必ず使っております。

我々は大垣から参りましたので、紡績の町でしたけれども、昔は女工と言つた、女工哀史という言葉がありました、今は専務員という名前に変わつています。ですから、私は、下請という言葉は上があつて下だと。これは上下の関係を表す、

イメージを表す。また、大手企業の大学を出てきた窓口担当者がうちの下請かと、こういう言葉を発するということは、私は正しくこれはもうこの言葉自体を変えていただきたいというふうに私は思っております。

私はたまたま名前が上田でございますから、下田でなくて良かったなと私は思っているわけでございまして、領収書を出してくれと言つても、何と書きましよう、上様で結構ですと申し上げている。

ですから、やっぱり時代の、昭和三十一年にできた法律の、下請という一応分かなりやすい構図ですが、これはやっぱり私は先生方のあれで、努力で変えていただいて、イコールパートナーとしてやっぱりマッチするような名前を付けていただきたい。アメリカにはこんな下請という言葉はございません。パートナーでございまして、部品を供給する業者と。もつとイコールパートナーとしての意識が強いわけですから、これはもう日本もこの何十年前の下請、下請と、こういうひとつ差別用語は何とかひとつやめていただきたいと、改正していただきたいと、まずそこからスタートだと私は思っております。

○緒方靖夫君 よく分かりました。

○委員長(田浦直君) いいですか。

○緒方靖夫君 はい、終わります。

○広野ただし君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の広野ただしです。

本日に今日、御三人の方、参考になる御意見、本日にありがとうございます。私が最後になりますから、リラックスしてお願いしたいと思っております。今、上田参考人が言われたことでもうほとんど尽きているんだと思えます。もう日本の場合には親と子、親子関係といいますが、非常に封建的なものが色濃く残っております、やはり対等の関係というものが直していかないと、本日に何か隷属的な、誠におかしなことが日常茶飯事で起こっているということだと思いますので、全く同感でございます。

また、私どもも努力していきたいと思っておりますが、まず、今度の下請代金延滞防止法で情報成果物と役割という、それと金型が追加をされるということなんですが、私はまず編輯参考人にお伺いしたいんですが、そういうので追加をされる、そのほかに、実際問題、最も上下関係といいますが親子関係というので厳しのが土木建設業なんですね。これは業法があつて、そつちでやつておりますという。日本の場合いろんな業法がありまして、そこでも、あるいは港運送事業法、これも乙仲関係で大変なことがあるわけで、ということですが、いろんな業法でそれが除かれて、公取も自分のところは人員が制限されているものですか、いよいよできなくて各省に任せる、こういうような話にどうしてもなってくるわけですね。

私、もう一つ大事なところで、流通業ですね、ここで大規模店舗等とそこへの納入業者、あるいは同じ小売業でも、そこに行つて、売り子さんまで派遣をしてやっている例が物すごくあるんですね。ですから、言わばあらゆる業界でこういう下請関係の話があるんで、一つずつ、よりきめ細かく目を光らすのも大事なんですけれども、その大きな流通業が抜けているところに非常に私のようなかなと、こう思っているんですが、その点いかがですか。

○参考人(編輯一君) 私、流通業は余り研究していないんですけれども、よくデパートでも中に派遣してというのがありますよね。その辺は当然問題も多い分野だと思っております。何らかの形でやはり検討した方がいいんじゃないかなと思えますけれども。

○広野ただし君 それと、やはり今アウトソーシングの時代で、これだけのリストラですとかいろんなことをやる、リエンジニアリングをやつていく、もう企業のあらゆる分野で、財務会計ですね、営業を始めあらゆるコンピュータはもちろん、それで製造部門までというようなことでアウトソーシングを求めていく時代になっているわけですね。

そうしますと、そこでまた下請関係みたいなのができる、こういうことになっていまして、それを現在人材派遣業という形で人材派遣をして対応しているような、人材派遣がいかに近代化のごとくに言いますけれども、そこへ例えば財務経理で入りますと、そつちにも、発注者側にもいえるわけですね。そこでまたいろんなトラブルが起るというようなことがあるわけですから、この人材派遣のところで下請関係というところについて、何か御意見ございますか。

○参考人(編輯一君) 人材派遣については私も深く考えたことがないですけれども、やはり問題はいろいろあると思えますね。本来、例えばある会社に任せたということになると、これは規模が小さければ下請関係になりますよね。そこに人材を派遣するという形になると当然全く違った形態になりますけれども、実態としてはアウトソーシングという点では同じです。ですから、しかも、その場合の方が保護されていない、少なくとも派遣された人間は非常に保護されていない可能性が強いと思えますね。

そういう意味で、ですから、どうなんでしょうかね、下請法というのが全部そこカバーできるものなのか、よく法律の専門家じゃないので分からないんですけれども、対策が必要であるということとは間違いないと思えます。

○広野ただし君 公正取引委員会は、そういう特定の業種以外のものは独禁法で、そういう優越的地位を濫用するという場合は独禁法の不正取引に当たるんで、それで見ます、こう言っているんですけれども、なかなか実態はそれができないというところになっております。

ところで、上田社長、もう久しぶりにお会いすることになったわけでございますけれども、本日にこの下請でいろんな実態があつても、実際のところ、次の報復といいますが、報復を恐れて、実際問題なかなか訴えとか改善措置を正々堂々と言い出すということができなくて泣き寝入りをしているというのが現在の実態だろうと思ふんです。

ね。もちろん、今こういう形で明確な基準なりガイドラインを示すことによってある程度改善はされる、こういうふうには思ふんですが、そういう泣き寝入りを防ぐために何か具体的なやり方といえますか、そういうものが何かないでしょうかね。

○参考人(上田勝弘君) 私も下請の委員をやらせていただいております、岐阜県代表で。日常、余り下請関係の問題で苦情が、私は公にしているんですけれども、苦情が来ません。ということは、やはり民間対民間、取引業者の中でそれを言いますと必ず犯人捜しが始まる、だれが垂れ込んだか。報復が怖いために、そういうことは実態出てこないんです。しかし、業界でいわゆる覆面座談会をやりますといふことが堂々と出てまいります。これは民対民の折衝では駄目でございますから、やはり経済産業省等、中小企業庁あるいは関係官庁の方から実態をうまくキャッチしていただいて、そしてやっぱり御指導をいただく。

実際問題、この前の調査でもう実名がほとんど出てくるようになりました、全国で調査いたしますと、会社の名前がはつきり。そのはつきり出てくる名前の会社については、経済産業省の方から、こういうことが出ていますよ、もう少し外部取引との関係を改善してくださいというような勧告をしてみよう、こういうことまで少し改善が見られてきました。

○広野ただし君 私は、またそういう改善を訴えた人をしっかりと保護する制度が必要だと思つておまして、またそういうこともやつていかなきゃいけないかな、こう思っております。

それとも一つ、図面等が流出するというところで、先ごろ不正競争防止法ということですが、そういう営業秘密、もつと簡単に言えば産業スパイ的なものは罰することができるとなつたわけですが、特に金型の場合、もうそれこそ職人芸、名人芸的なものがあつて、私は最後まで日本の大事なものを守り、こう思つておるんですけれども、どうしてもやはり流出していくというところ。特にまた、金型業界ではないんですけど

けれども、金曜日の晩に中国へ行って日曜日の晩に帰ってきているということで、月曜日にはさつと出てこられるという、そこでもいろいろなことをちよつと、本場の名人芸的なものを教えてこられる、こういうことがあるやにも聞いております。そうしますと、それをやはり今度、そういう不正競争防止法で取り締まるということもある程度はできるんですが、そういう知的財産あるいはノウハウというものが出ていくことに防止する有効な手段というものを社内とかいろんなことでやっておられるものでしょうか。

○参考人(上田勝弘君) 今、広野先生がおっしゃっていただいたことが一番頭が痛い問題でござい

ます。中国、東南アジアも金型の競争力を非常に高めてまいりまして、日本を脅かすまでに来ているんです。東南アジア、中国で一番金型業界で頭の痛い問題は何かと聞いたら、人材の問題なんです。この人材は、ジョブホッピング、いわゆるヘッドハンティング、金型の技術者をちよつと覚える、それを、こちらが給料を出すから来なさいということ、ヘッドハンティングする。本場の金型の技術を知り尽くしたベテラン技術者が東南アジア、中国に少ないんですよ。これは日本に多いんです。日本の場合は賃金が高くなりましたから、ベテランの技術者を何とか辞めていただきたい。会社に残って、技術の流出にならないように頑張つて残っていただきたいんだが、人件費も高いので辞めていただきたい、と言って辞めていただいて、二十万の給料で、今まで七十万、八十万取つておつたベテランの技術者が二十万の給料でやってくださいということはありません。すると、もう覚悟をして辞めていただきますね。

そうすると、辞められた方は、今度は年金生活に入ります。年金二十五、六万では今の生活は十分とは言えませんから、そういう方が全部、中国のネットワークを通じて指導に行かれるという、東南アジア、タイなんか。そうすると、もう正しく東南アジア、中国が欲しておる人材が案々と

企業に来てくれる。中では、奥さんに先立たれた方が東南アジアへ行つて三十歳も年違ういわゆる奥さんをもらつて、これで私の人生はもう本当に良かったと言つて満足しておられる方がおられるんです。その方が全部教えておられるんです。金型の技術。これが私も頭が痛い人材の流出でございまして。だから、年金制度もひとつどうにかしていただきたいということですね。

○広野たかし君 横尾社長にまたお伺いしたいと思いますが、下請、孫請だけじゃなくて、四次、五次、六次だというようなお話もお聞きしたんですが、土木建設業なんかの場合はそのたびにピンはねがあつて、単価がぐんぐんぐんぐん下がつて、本当に実施者が来たときにはもう三割ぐらいあるいは二割五分ぐらいになつちやつていてというひどい状況があるわけですが、それで単価の決定のところで、マン・アワーをベースにして、それに単価が掛かると。

このマン・アワーというのはと単価というのは誠におかしなもので、お医者さんの診療報酬みたいなもので、名医とそうでないのと一緒くたにして報酬を適当に決められますと、せつかくのすばらしいソフトウェアの技術が評価されないと。人員と月というふうな掛け算だけで決まってくると、これはもう誠にもつておかしいなと、こうやはり思うんですが、それを改善するのはどういうふうなことをやっておられるんでしょうか。

○参考人(横尾良明君) まず、ソフトウェアがどういうふうな作られていてるか、どうやってピンはねされているかというお話をしますと、まず大きなソフトウェア、お客様から、もつと言えは大手の企業から発注されました、これはメーカーの方にいきます。これが大体はおかしんです。日本はおかしんです。車が欲しいければ車屋さん、屋さんに言えはいんです。タイヤが欲しいければタイヤ屋さんに言うのが普通なんです。コンピュータのソフトウェアはある意味で言うところのタイヤなんです。コンピュータメーカーで作っていないんです。ただ扱つてはいます。当然です。それが

まず日本の産業のおかしなところで、ですから、まずメーカーに行つちやう。メーカーから子会社に行くわけですね。

じゃ、メーカーで受けたらどういうふうにするかというところ、子会社で、それぞれ得意分野のところ、あるいは人が余つてるところにばらすんです。ばらばらと言つたらおかしいですけども、そのときに、例えば五つなら五つにばらして、その子会社から、今度、協力会社の方にまたばらすわけですね。全部を一遍にやり切れなからとかあるいはもう一つはお金の問題もあります。メーカーは、メーカーというよりお客様はできませんが、カーは、カーというよりお金を払いたがらないです。官公需もそうです。年に一遍しか出てこないわけですから、中小企業がなかなか手を出せないのはそういうところもあるんですが、その問題はちよつと置いておいても、そうすると、そういうふうになるわけですね。

で、ばらしたと。そこからまたばらされるわけですね。そうすると、実はばらすのには適当にはばらせないんです。この部分はこういうふうなばらしたら後からつなぎやすいよねというところを考へながらばらしていかなきゃいけないということとです。下請に出すにしても、そこには手間が掛かるわけですね。もちろん、要するに部品が百た、ばらばらになつて、例えば要するに部品が百なら百、二百なら二百、できたものをそれぞれの場所と組み合わせ、最終的に五つになつたものを全部で結合して動かしてみると、こういうことですね。

そうすると、その間にやはり手間も掛かるし、いろいろなものを、いろいろな技術的なものもあるわけですね。ですから、一概にそこでピンはねすることはいけません。僕は思っています。ただし、ピンはねし過ぎるところもあるんです。あるいは実は本場にそれと自分のところで受けたのをそのまま何もやらずに下請にばんと渡しちやつて、それで自分のところでやつたがごとくして納めているものの中にはいろいろ出てくるんです。

ね。そうすると、そこに、いろいろ違うじゃないかという話が出てくるわけですね。ですから、一概には言えませんが、細かいところを見ていけばいろいろ問題はあります。

ですけれども、そういうことも考えなければいけませんけれども、一番考えなきゃいけないのは、やつぱりユーザーです。ユーザーが何でもメーカーがいいと思つていてところがいけないです。ユーザーはコンピュータを作っているんです。ハードメーカーです。ソフトウェアメーカーじゃないんです。そうすると、それを、何でもコンピュータメーカーに出そうという、そこら辺に、もつと言えは大きい企業が安心だ、大きい企業の方がいいだろうというふうになつて、まだです。よ、今の経営者の方々が思っているんです。なぜかというところ、今の経営者の方々が全部年寄りだからです。世の中を知らないからです。ですから、新しいところ、自分のところでも研究しながら、こういうふうなものはこれの方がいいんじゃないか、いろいろの意味でもとと安くないものを手に入れる方法を考へていくというのが現状だと思ひます。

○広野たかし君 どうも貴重な御意見、ありがとうございます。

○委員長(田浦直君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり有益な御意見を述べいただきまして、誠にありがとうございます。(拍手)

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りします。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法

律案（閣法第九〇号）、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案、小規模企業共済法の一部を改正する法律案、以上三案の審査のため、本日の委員会に公正取引委員会事務局経済取引局取引部長橋崎憲安君、外務省アジア大洋州局長森中三十二君及び中小企業庁長官杉山秀二君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（田浦直君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（田浦直君） 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第九〇号）、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案、小規模企業共済法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○木俣佳丈君 民主党・新緑風会の木俣佳丈でございます。

今日は、午前の参考人の質疑に続きまして、午後はこの委員会が質疑、採決ということになっておるわけでございますが、我が党は、現在経済状況が非常に悪い、こういうことを非常に重く当然考えておりまして、再度でございますが、特にここ数年来の景気後退という不況というか、というのは甚だ、特に下請中小企業、小規模企業にとっては大変な影響があると。こういう観点から、この二年前から下請法というのについてしっかりと一回改正をしながら、下請、協力会社というんでしょいか、いうものをやはり守つていかなきゃいけない、こういう観点で我が党から院の方に昨年法律を提案し、そして昨年は審議までさせていただいたわけであります。大分遅くなつてから公取からこういった、内閣から法案が出るわけでありまして、本当にこれ、遅きに失しているというのはいくつかあることを言うんではないかと。さらには、この下請法というものが今まで製造業、修理業からかなり大きな幅を持って、これ多

分対象企業もこれからサービス、運輸・通信、こういったものが入りますと、今までの二十九万八千、約三十万からプラス三十二万六千ということでは我々は見積もっておりますけれども、かなりの大幅な改正になることは、再度私もこの場で言わせていただきたいと思っております。大変な競争が激化する中で、やはり、じゃ、この市場をどういうふうにして守つて、大きなものが独り勝ちにならないような、そういう態度が今こそ大事であるということでもあります。

思い起こせば百年前、トヨタができたころは、井桁商会というものがたしか一八九九年にできたと思ひますけれども、百年たつとあの十数兆円の産業になると。しかし、初めは本当に小さな、吹けば飛ぶような、そういうものが百年たつとあのようになる。そしてまた、もつと戦後でいえば、ホンダさんとかいろいろありますけれども、やはり小さな芽を絶対に奪つてはいけぬ、これが我々、我が党の問題を見る目でありまして。

修正の案を出させていただきたいということで今協議中でございますけれども、午前中の質疑で、この下請法の下請の範囲に入る、適用の範囲について拡大をさせたらどうかという私は質問をいたしました。これは企業取引研究会の第四回の議事録の中にもございますように、今回、金型の製造委託のみならず、やはりもう少し広げるべきだと、こういう意見に従つたわけでございます。そうしましたところ、委員の一人が、これが始めてあつたからほとんど広げていった方がいいという御提案がありました。まず委員長からこの辺り、再度、どのようにお考えなのか、委員長がお答えになって、大臣にちよつとお願いしたいと思ひますが。

○政府特別補佐人（竹島一彦君） お答え申し上げます。

前回の御審議でも、金型だけじゃなくて、他に転用ができないような特殊な工具を作っているようなものもあるのではないかと、こういう御指摘をいただいたわけでございます。

私も、その論点も含めて企業取引研究会で議論をしていただいたわけでございますが、金型の場合には正にそれ以外に、その製品を作るためにしか使えない、汎用性がないという特徴がございますし、それから中小企業が大変多くを占めていて、その総売上高も一兆五千億円ぐらいになる大きな規模を成している。

それからもう一つは、金型に特有の問題といたしまして、現行法でも、その親が自分で金型を作っている、その親が下請に出す場合には今でもその金型の製造委託は下請法の対象になっている。しかしながら、その親が自ら作らずに、すべて外注にしてしまふという場合には対象になつておらないというアンバランスも現行法の下ではあるといふふうなことから、金型についてはこれを対象にきちんと含めて同じような扱いにするのがいいだろうと。

ただ、一方で、確かに特殊な工具等というものはあることはあるわけでございますが、これはやはり、その特殊性をいかに汎用性のある工具との間の線引きをするかという話になりますと、これは実態は相当区々であらうと思ひます。

したがって、実務上のさばきがうまくいくかどうかという問題と、金型に比べると、まとめて今度下請法の対象に同時にするということだけ、まだ問題が行つていないかということについては、私もまださうではないだろうという判断で今回はこのようにさせていただいておりますが、今後、そういった特殊な工具等のたぐいで、やはり取引上も大変意味のある重要な位置付けのものであるというふうなものがあるべきというふうに思ひましたら、そこは柔軟に対応させていただきたい、将来の法律の改正の検討対象にもさせていただきたいと、このように思っております。

○国務大臣（平沼赳夫君） 木俣先生にお答えさせていただきます。

いろいろ状況というのは時の流れに従つて時々刻々変化していくものでございますし、想定しなかつたようなことも起こってくるわけでございま

すから、基本的には今、公取委員長が答弁をしたと同じ私も考えですけれども、しかし御指摘の点もよく踏まえながら、慎重に私どもは、その時の流れ、そういうものがありますし、それからその実態というものをよく把握して、よく検討を加えていきたいと。そしてまた、そういう必要があれば迅速に対応すべきだと、こういうふうにしております。

○木俣佳丈君 大分、大臣と委員長の温度差があるなど、よく分かります。やはり産業を守るといふ立場と市場を何とか公正にしなきゃいけないという立場がもしも違ふけれども、しかし結局、ある業者、今日も実は私の後援者が来ておられて、この中に例えば砂型とかいろいろ特殊な、それしか使えないもので下請に出すなんというのをやつていてる方もいるんですよ。ですから、今日はお是非聞いていただきたいと。どういふ国会で答弁をされていて、どういふ情熱で要は答弁をされているかというのを生で聞いていただこうと思ひます。

やはり今、公取の委員長が言われたのはちよつと私は解せないわけでありまして、それはなぜかといへば、この企業取引研究会の中で、そしてまた、今日午前中の参考人の先生がやはりこれは広げていく方であつていくべきではないかと、こういうことをだから言つて、そしてまた報告書にも金型だけではないのかということを書いてあるんですよ。ですから、これは私はそのままで、はい、さうですかということでは私はないということをもまず申し上げたいと思っております。

さらに、例の資本金区分で区切つて下請関係ということをするときに、今日午前中もソフトの業者の方々が来ていただいております。その中でこの企業取引委員会の、先ほどの委員も言われておりましたけれども、やはりこの下請法が昭和三十一年、そして中小企業基本法が三十八年ということであつて、そを来しているということを確認に述べているわけなんです。

これは、恐らく中小企業基本法を所管する平沼大臣に伺う方がいいのかなと思いますけれども、やはりある法律とある法律と同じような、対象が同じようなところを網羅するもので、かなりねじれているというか、今日の参考人が言ったような、そこを来しているという問題について先般も私も学びましたけれども、下請という名前が付いている法律が二十二あると大臣がおっしゃって、初めて私も知りましたが、そのようにたくさんある中で、これはこうだけれども、これはこうじゃないという、しかも同じ実はベースでなければいけないというものが、ねじれているというものに對して是非これ早急に改変をしていただきたいと大臣に要求をしたいんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 経済産業省といたしましては、中小企業基本法におきまして、大企業と中小企業、これを区分する基準を、御承知のように定めております。下請代金法におきましても、基本的には大企業を親企業として優越的地位に立つものとして見るとの観点から資本金基準を設定した、こういうふうに承知してあります。

もちろん、今後とも下請代金法の運用状況でございまして、あるいは取引実態を踏まえまして、不斷に規制の見直しを行っていく、このことは私当然必要なことだと、こういうふうに通じておりまして、御指摘のそういった点につきましても、今申し上げたような観点から、私どもとしては検討課題になると、このような認識を持っております。

○木俣佳丈君 この下請法ではございませんが、産業全体を回っていたら大臣から非常に前向きな御答弁いただきましたので、是非、必要があれば見直すではなくて、もう必要があるわけですので、是非この見直しを前提に考えていただきたいというふうに思っております。

この下請法の効力というのは、申すまでもなく独占禁止法の優越的地位の濫用というのが年間数件に対して、下請法のこの適用というものが、非常にこのルールが明確でありますので、千五百

に、それを超えているんじゃないかね、なんなんとしていうことにかんがみても、この対象が倍に、約倍になるところで考えると、一刻も早く、これが成案になり世に出ていきながら、やはりこの協力会社というか、下請さんというか、という方々のためになればなということでありまして、

とにかく、この法律ができたのが、何度も繰り返しますように昭和三十一年でありまして、私は四十年生まれでありますので、本当に私が生まれる前からこれは見直されていなかった、四十六年ぶりに見直されるということでありまして、先ほど実は参考人にもちよつと反論のようなことを言ったわけでありまして、検討をする検討をするといつて五十年掛かつて検討していただから、一つの産業がもうなくなってしまうわけでありまして、ですから、こういった検討については可及的速やかに、昨年、特に九月から五回の審議を持って研究会を閉じて委員長のリダーシップの下で、まあ突如という言い方を我々もするわけでありまして、我々の追従をいただいてこの法案を出していただいたわけでありまして、

これ、実は委員部で調べました。委員部で調べましたら、これ、もしかしたら委員部が間違っているかもしれないけれども、この二十年間で、閣法が出てきて参議院の方で修正をして、そして衆議院に送り込んだのが二十年のうちで二件だけだそうなんです。私はその事実を聞いて非常に愕然としたわけでありまして、

やはり見直しをすることを委員長がそういうふうにして早めてもらったことが、結局はこういうような形で少しは、正に法律というのは世の中のルール、そして形を変えるものだと思ひます。ですから、今回に私は足りないというふうに通じております。合意はさせていただきましたが、まだまだ足りない部分もあるということ、是非、委員長から、その他この経済状況をかんがみ、そして本当に検討していく場合には、正に去年していただいたように速やかな検討をもつて、法律化、

ルール化していくことを御決意をいただきたいとおきたいんですが、どうでしょう。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) お話しのとおり、下請法の改正につきましては、民主党の御提案というのが大変大きな刺激になって、また参考にもさせていただいたということでございますので、改めて敬意を表させていただきたいと思ひます。

今回、實質的には昭和四十年以来の改正だと思ひますけれども、そういう意味では、限られた時間の中で精一杯の検討をさせていただいたつもりでございます。しかしながら、世の中の変化はますます激しいものがございますし、今回いろいろな御意見もいただきました。そういったこと一つ一つにつきまして、これからの運用を通して、我々も実態把握にきちんと努めて、変えるべきものは迅速に変えていくという姿勢で臨ませていただきたいというふうに思ひます。

○木俣佳丈君 これを最後に平田筆頭理事に移りたいと思ひますけれども、やはり例えば最近のりその名のショックというものもあります。例えば、名前を挙げていいかは分かりませんが、流通業ダイエーの債務放棄ということもあります。非常に不公平というものがやはり一般的な庶民の気持ちであります。それだったら何で自分のこの債務というものが免除されないんだろかという思いの中で自分で命を絶つ方が、何度も言いますように四人近くいるというような何か、そしてまたこの中には、中にはというか、その中には含まれない数字が倍以上上るではないかというふうに通じている昨今でありますので、是非、こういった協力会社、下になって本当に経済の下支えをして雇用の受皿になっていただいている、そしてまた、やはり日本の一番強かった物づくりというものが、かつてというのは、過去形ではないけれども、それと比べると、その一番の礎になって、石垣になってくれている方々が、やはり海外に出る人ではなくて日本でやろうと、日本で頑張ろうと。今日、朝からいっしょに金型のやはり方々もそういうこと

を言っていられませんでした。そういう方々を是非、別に保護するというのには私はおかしいと思ひます。しかしながら、やっぱり励まし、そしてまた方向付けをしていながら、大きな枠組みの中で正に公平公正なルールづくりを心からお願いを申し上げていきたいと思ひます。

いづれにいたしましても、時間でございますが、同僚の平田理事に替わりまして、質問を終わります。

よろしく願ひします。

○平田健二君 替わりまして、平田です。よろしく願ひします。

まず、外務省にお尋ねをしますが――まだ外務省来ていない。それでは、外務省に聞く前に、経済産業省に先にお尋ねしましょう。

今、SARSの問題が大変国際的に大変な状況になっております。御承知のように、中国、台湾を始め、シンガポール、あらゆる国に我が国の企業が進出しておられるわけですから、例えば私の地元、岐阜県からも、繊維を中心として大変多くの企業が進出しております。当然、影響が出ておりまして、特に繊維の場合ですと、ファッションコンテスツトの延期、契約、商談の延期、また移動制限による新規開拓や買い付け等、発注が滞ったケースも報告されております。自宅勤務や事務所分散などリスクを回避している企業もありますけれども、大臣、大変難しいと思ひますが、現地の日系企業について何らかの対策を取られる方針かどうか、お尋ねをしたいと思ひます。

○副大臣(高市早苗君) それでは、現地の日系企業ということで申し上げますが、現在のところ、SARSを直接の原因とした生産活動の停滞などの深刻な影響というのはまだ生じていないと認識をしております。つまり、工場を止めてしまったような企業もあるわけなんですけれども、事前にリスクを認知いたしましたして在庫の積み増し等を行っておりますし、また他国で同様の製品の生産が可能といったこともありまして、生産活動その

ものの停滞による具体的な被害の報告は今受けておりません。

ただ、これが長期化、深刻化した場合には、生産面への影響というのは出てくると思いますし、また消費マインドの冷え込みなど需要面への影響、それから今、先生が御指摘になったような人の移動、これが停滞することで貿易ですとか投資面への影響というのは生じる懸念がございます。

それで既に当省が打った対応をいたしまして、五月六日に対外公表を行っておりますけれども、貿易保険を掛けていた企業が投資した地域においてSARSが流行いたしました、その影響によって投資先企業に事業の六か月以上の休止又は破産といった事態が発生した場合には、その損害について貿易保険の事故の対象として認めることにいたしました。

また、売上げ減少などの影響を受けている中小企業の方々のための対策をいたしましては、特別相談窓口の設置ですとか、それから政府系の中小企業金融機関、三機関によりますセーフティネット貸付けの適用、それから旅行業、これ国内になります、旅行業ですとかツアーオペレーター業、添乗サービス業、まだこういった中小企業者を対象といたしまして、信用保証協会によるセーフティネット保証を適用しているところがございます。

○平田健二君 国内企業は分かるんですけども、海外へ進出している中小企業の方々の実態がなかなか私どもにつぶさに分からないという点がございまして、先日報道で、北京にある松下電器、こういう大企業の動向は新聞等で分かるんですが、実は中小企業の皆さん方の実態がなかなか把握できていない。そういった調査をされておるんですか、その辺をちょっとお尋ねしたいんですが。

○副大臣(高市早苗君) 今のところ全面的に、出ている企業全部に対して調査をしていると、うちの方から調査をしているというよりは、各団体を通じて報告が来ていると理解をいたしております。

けれども、例えば松下電器さんの例なんかも先生おっしゃいましたが、あれも工場を今止めておりますが、中国で作っている商品につきまして、例えば、これ以上工場が長く止まることになったらマレーシアで同様の商品を生産できるラインがきちっと確保されていると、それから事前に先ほど申し上げたような在庫の積み増しをしているので、今のところ短期間止めていることによって仕事が一時的に滞るという状況にはなっていないと理解をいたしております。

○平田健二君 今申し上げましたように、大きな会社は、大企業は大体よく分かるんですけども、中小企業、なかなかその実態がつかめないということもありまして、是非ひとつ実態、そう簡単に、なかなか実態調査といっても難しいと思いますけれども、できる範囲内でひとつ調査をしていただいて、是非お聞かせをいただきたいというふうに思っております。

○国務大臣(平沼赳夫君) 特に中国に対する進出企業というのは大変数が多いわけでございますし、御指摘のように、大企業だけではなくて中小企業の進出も著しいものがございます。今、高市副大臣からも御答弁をいたしましたけれども、今ジェトロを通じてアンケート調査等、そういうことも実施しております、私どもとしては極力、そういったジェトロの窓口を持つておりますので、そういったところを通じてながら状況の把握、そして適切な対応に努めていくと、こういうふうによりやらせていただきたいと思います。

○平田健二君 海外はそうですけども、不幸にといいますが、先日、SARSに感染した台湾人医師が日本を観光旅行をして、ホテルなどに風評被害をいいますか、出ておるといふふうに報道されておりますけれども、何らかの措置をされるのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○副大臣(高市早苗君) 国内の企業への影響につ

きましては、先ほど御答弁申し上げましたけれども、政府系中小企業金融関係の三機関によりますセーフティネット貸付けと、それから旅行業等の中小企業者を対象といたしました信用保証協会によるセーフティネット保証、これを適用したということです。

今後、かなりこれがまた中長期化したと思います、今想定していない業種に対しても大きな影響が出てくるような事態が考えられましたら、このセーフティネット保証の対象を拡大するようなことは可能性として考えられると思います。

○平田健二君 経済産業省として調査されたんでしょうか、この台湾人医師の問題についてどういう実態だったのか。風評被害だけだったんでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 台湾人の医師が、相当広範囲にわたって日本国内を旅行しました。そういった経路の中で、私どもとしては、都道府県からそういう状況は詳細に把握をしている、こういう対応をさせていただいております。

○平田健二君 それじゃ、外務省おいでになりますね。

今やり取りをお聞きして大体お分りのことと思っております。中国政府が先日、このSARSが発生して以降、国内の各企業について、国務院が八つの、八項目から成る対策を出しているわけですね。その中の一つに、SARSの流行地域に企業は、一時的な都合による職員解雇を認めず就業状況を極力安定させる。SARSの流行により、一部労働者や自営業者の収入が規定の額以下に減少した場合、各級の政府は迅速に生活保護の措置を取らなければならない、こういう発表をしておるんですけども、これは日本企業、日本から進出した企業にも当てはまることなんじゃないですか、お尋ねします。

○政府参考人(数中三十二君) 失礼いたしました。お答え申し上げます。

中国政府が様々な措置を経済面で今取っております。

ます。これは内外の企業すべてに適用するという原則で対応しておるといのが私どもの理解でございます。具体的に、今、委員御指摘のような点もございまして、あるいは様々の支援を企業に行うと。特に航空とか旅行、飲食等々、非常に直撃されている産業ございまして、そういう産業に対しては行政費用の徴税減免措置とか、あるいは財政、税制面での優遇措置を行うと。これについて確認いたしましたけれども、日本企業について全く同様の取扱いがされているということ、全体に今、中国が取っている措置は、内外の企業に同様に適用されるというふうに我々は承知しております。

○平田健二君 今、中国だけお尋ねしましたけれども、その他、台湾、シンガポール、香港、こういったところはどうなんでしょうか。

○政府参考人(数中三十二君) 香港についても同様の措置が取られてございまして、おおむね中国と同様の、いろいろと企業の運営経費を軽減するであるとか、あるいは不動産の利用税の免除、これについては基本的に外国企業と同じ扱いでございます。他方、台湾につきましては、SARSの関係で経営困難となっている企業への例えば運転資金、こういったものが一部出されているようでございます。こういったものが一部出されているようでございます。日本企業を含む外国企業については適用されないというところがございます。ベトナムにつきましましては、これは当初から非常に素早い措置が取られたということで大きな問題出ておりませんし、シンガポールについても、今のところ企業に対して特段の措置を大きな意味で取っているというところはないというふうに聞いております。

○平田健二君 これはどこにお聞きしたらいいかちょっとよく今分かりませんが、日本政府として、そういったSARSが発生して大変企業活動に影響の出ているような国に対して何らかの対応というか要請をしたんでしょうか、お尋ねいたします。

○政府参考人(数中三十二君) 御案内のとおり、

このため、中小企業再生支援協議会が再生支援を行うに当たってはそういった多様なケースに応じまして、様々な中小企業の施策等を有機的に結び付けて、そして最大限それを活用していくことが必要だと、まず基本的にそういう認識を持っております。

○平田健二君 是非、特に中小企業にとっては、全国で四百八十万とか五百万とか言われておりますけれども大変多い企業数ですので、しかもその支援協議会は各都道府県一個ずつですね、原則として、一か所ですね、各都道府県に、相当件数があると思いますので、迅速にできるように是非御

十年度百八億円あったものが十四年度には六十六億円と、減少傾向にあるのは事実でございます。

こうした景気の厳しい状況の中でこそ、取引あっせんの充実強化を図っていくことが下請中小企業にとって極めて重要であると私ども考えておりまして、次のような対策を講じているところで

をもっと活用する必要があるのではないかと、活用されていると思いますけれども、更に活用する必要があるのだと思いますが、ジェットロの活用についてどのようにすべきだということふうにお考えでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(杉山秀二君) お答え申し上げます。

今、先生御指摘ございましたように、下請中小企業の方が国内取引だけではなく海外取引というものも積極的に進める、それを御支援するということの重要性というのは御指摘のとおりだと思います。

今お触れなさいました国際下請取引情報センターでございますが、全国下請企業振興協会の中に設置をされております。海外企業との取引を希望いたします国内の中小企業に向けて海外取引に関するマニュアルを作った配布をするというようなこと、あるいは日本に関心を持って海外企業に下請の関係を法令、こういったものについて資料を作った配布をするというようなことをやっております。例えば海外企業向けのいろいろな法律とかあるいは制度についての、マニュアルでいいますと五種類を作ったいろいろな大使館等に頒布をさせていただいております。また、国内企業向けのいろいろな資料をいたしまして、例えば海外進出のときに気を付けなければいけない留意事項あるいは国際取引に際しましての留意事項、こういった三種類のマニュアルを作った配布をしているということをやっておりますのでございます。

ジェトロとの提携、協力という御質問ございました。それと、私もジェトロとの連携ということを図ることも大変重要なことだと考えております。

現在でもいろいろな海外市場調査などについて、私も情報ジェトロからいただいたりしてやっておりますけれども、さらにジェトロのいろいろなやっております支援事業について下請企業振興協会等を通じて広く周知徹底を図るとともに、ジェトロが持っておりますマッチング事業と下請企業振興協会がやっております取引マッチング事業、この相互乗り入れなどをするることによって更に両者の連携について深めていきたい、そして下請中小企業の海外販路開拓の支援などについて一層支援を深めていきたいというふうに考えて

いるところでございます。

○平田健二君 是非ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

次に、振興事業計画について伺ひますが、四十五年に法律が制定以来、御承知のように報告がありますが、十二件しか計画の承認がないと。四十五年以来十二件。この原因についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(杉山秀二君) お答え申し上げます。

確かに御指摘のとおり、実績の低さというのはお恥かしい限りでございます。原因として、一つは振興事業計画を作る業種が今五業種に限定をされておまして、そういったことが一つの、使われにくい一つの要因ではなかったかと思ひます。また、もう一つは、下請中小企業の方々がこの計画を利用するに際しまして、事業協同組合を組織をした場合にのみ計画を作成することができるといふふうになっておるわけでございますが、いろいろなグループの在り方というのもソフト化をしてまいりまして、ただ単に事業組合だけがこの計画を作ることができるといふのはやはり時代の流れにそぐっていないというような問題もあるのではないかと今お考えしております。

こういふ状況を踏まえまして、今回審議をお願いしております法律改正案におきましては、事業計画主体を更に広げると、あるいは業種の限定を取り外すといったようなことにいたしまして、この計画がよりたくさんできますような工夫をいたしたいというふうに考えているところでございます。

今御指摘ございましたように、この振興事業計画を申請するに当たりましては、申請書それからいろいろな添付書類というものを提出をいただくということになっておるわけでございます。確かに、過去のいろいろな申請あるいは添付書類を見ても、過去のいろいろな申請あるいは添付書類を見ても、大抵一・五センチぐらいの厚さの資料を出すというふうなことになるわけでございまして、これはやはり実際に御使用なさる中小企業の方々の身になってみれば問題があると思っております。

したがって、例えば申請書につきましては様式を大幅に簡略化したしたいと思っております。例えば、いろいろな生産性について、いろいろな一人頭の生産性について資料を出すということになっておるけれども、大変面倒くさい計算を一杯せにやいかぬというようなことは避けなければいけないと思つておまして、そういう細かい点も含めていろいろ出す申請書、添付書類、これを必要最小限の簡潔なものにいたしたいというふうに思っております。

また、こういった計画を作るに当たりまして、ユーザーの方々の計画作成の便に資するようなマニュアルを作りまして、作成をするに当たって参考にしていただいて、より作りやすくするというようなこともいたしたいというふうに考えているところでございます。

○平田健二君 増えそうですか、申請が。大変疑問だというふうに思っておりますが。

一つは、次は、ここに今までの振興計画にかかわる承認申請書という書類があるんですが、大変難しいですね。これ、読んでみまうとどうやって書いていいかわからぬ。昨日、私の事務所にお見えになった方も、私も書いたことございませんわと、平成五年以来書いたことないんですから非常に

○平田健二君 今回の改正で役務の委託や修理委託を加えて関係する省庁が二省庁にまたがるというのもあると思ひますので、是非簡略にやっています。

ただきたいというふうに思ひます。

最後に、この下請振興法の最後で、実は売掛債権担保融資制度の問題について改正されるということなんです。振興計画を認可を受けたものは売掛債権が一億二千万円から二億円になると、こういう改正ですけれども、振興計画を承認、認可されたものだけじゃなくて、もうこの際売掛債権担保融資制度を一気に二億円にすべての人に上げたかどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(杉山秀二君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、下請振興法の、計画の承認を受けた場合におきましては、この限度額を一億円から二億円に引き上げるということを考えております。

これは、こういった場合におきましては取引先が非常に固定をされておまして、かつ大企業である場合が多い、そして売掛債権の額も多いだろうというところで、こういった場合につきましては特に売掛債権担保融資保証制度というのが下請中小企業の方々に役に立つてあるというところから、その最大限有効活用という観点から限度額を引き上げようというのを考えているものでございます。

これを一般化できないかという御質問でございました。今、私も、その実績を、実績を調べておりますが、その張り付き状況といいますが、上限への張り付き状況で申し上げますと、例えば、今までの利用実績で九千万円を超えて利用されている方がどのくらいおられるかというところ、大体一割ぐらいの割合でございます。

こういった限度額を引き上げようというところを一般制度として考えるということにつきましては、私も、中小企業のお役に立つということとはほとんどやっつけていくというのが当然でございますので、今後ともいろいろな売掛債権に係ります利用条件をよく、実態状況を把握をしまして、こういった限度額の必要というのについて不断の見直し

をしていきたいと思っております。必要な状況になれば機動的に対応したいというふうな考えでおります。

○平田健二君 是非ひとつ検討していただきたいと思ひます。いずれにしても、下請中小企業の振興ですから、困っている方たちに使い勝手のいいようなものを作っていたきたいというふうな思ひます。

次に、共済法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

今回の改正は、契約時に定めた予定利率を、赤字になるから、赤字だから切り下げると、こういうことですね。幾ら法律どおりだといつても、加入者は納得しかねるというふうには思ひます。これはほかの生命保険も最近議論になっておりますけれども、いろんなところで予定利率を変更するという事態が起こっております。

これはそもそも政府の経済政策の失敗が大きな原因というふうには思ひます。このように責任を感じておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 平田先生御指摘のとおり、この小規模の企業共済制度にしましては、これまで二回の予定利率引下げが行われまして、今回、三回目の引下げが必要であると、このように判断したわけでございますけれども、その背景には金利低下や株価の低迷、こういった経済情勢の推移があったと考えております。

私も、こうした金利低下や株価低迷が政府の経済失政によって生じた、こういうことには必ずしも当たらないものと考えておりますけれども、結果として、加入者の方々に大変な御迷惑をお掛けすることになるこの予定利率の引下げ、これを行わざるを得ないということについては、非常に残念なことであり、でき得れば避けられた事象だと、こういう認識でございます。

そもそもこの制度というのは、予定利率の変動があり得ることを前提として制度設計をしたものでございまして、これは本加入者の皆様方には申し訳ないことでございますけれども、制度上の、ある意味では過去二回の引下げと、こういうことが示しておりますとおり、制度に付いて回るそういう、宿命と言つては大げさですけれども、この制度に付き物のことであると。

したがいまして、大変申し訳ない、こういうふうな思ひまゝと同時に、我々としては、やっぱり一日も早くこの国の実体経済を回復させて、そして国全体の景気を良くして、こういうことが起きないように、予定の利率で回せるように努力をして、そして責任を果たしていくことが必要じゃないかと、こういうふうな思ひまゝです。

○平田健二君 時間も大分経過しましたので、少し飛ばします。

この説明によりまして、といいますか、概要、小規模企業共済制度の概要によりまして、解約の問題ですね。一年目までは任意に解約するとペナルティーとして掛金が全額没収、いわゆる全額払戻しをしませんということですね。さらに、七年未満の解約には八割しか返還をしない。また、廃業や死亡の場合でも六か月未満は返還をされない。いろいろ理由があると思ひますが、加入者に対する配慮が欠けているのではないかなという感じがしております。制度は違いますが、中小企業に働く人たちの退職金制度、中退金、中小企業退職金共済制度は、三年掛けたら一〇〇%返還をされる。

二つの共済、それぞれ成り立ちも違いますし、考え方も違うと思ひますが、この共済のペナルティーといひますか、解約条項は多少きついのではないかなという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

現行の給付水準の体系は、言うまでもなく、相互扶助の精神に基づき、経済的困窮に際して生活安定資金等を準備するという本制度の趣旨に基づいて設定されているものでございます。

こうした考え方に基きまして、本共済制度におきましては、廃業等経済的困窮度の高いケースに対して支給される共済金額を高め設定をしております。その分、契約者の方々の御都合により解約をされた場合にはお支払いする解約手当金の金額は低めに設定されると、こういう基本設計になっているわけでございます。

したがいまして、仮に解約手当金の給付水準を高めに設定をいたしますと、その分、廃業等のケースで支給される共済金の給付水準を下げざるを得なくなると、本制度の基本設計、その趣旨にそぐわないことになってまいります。

任意解約者に一定程度の御負担をお願いするということはある意味ではやむを得ないことと、このように私どもは認識をしております。

○平田健二君 それから、予定利率の二・五から一%に引き下げるという問題ですけれども、審議会では、十年後に収支が改善する水準として一%が適当だと、こういうことになっておりますけれども、なぜ十年後ということと設定されたのか、二十年にして予定利率をもう少し上げてもいいじゃないかという考え方もあるわけですね。

この十年、一%というふうな決めた理由をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(杉山秀二君) お答え申し上げます。

審議会におきましても、まず収支が改善を見込む、そのために要する期間をどう設定するかというところにつきましていろいろ御議論がございまして、確かに、先生おっしゃいますように、その期間を十年よりも長めに設定いたしますれば、予定利率を一・〇%よりも高めの水準に設定することも可能かもしれませんが、それによりまして収支健全化のスピードというものが遅くなることも事実であります。

私ども、審議会の議論の中におきましては、やはり現在多額の欠損金を抱えておりますその現在の状況からできるだけ早期に脱却するのが必要であらうと、そういう要請とともに、余りにも短期の改善を求めますと、利用者の方々に大変迷惑をお掛けしまして、制度の魅力というものが本当に乏しくなってしまうと。そういう全体のバランスの中で、専門家の方々の御議論の終結いたしましたところが、この期間を十年に設定をして、その中で目に見えた改善の度合いが期待できる、そういう利率は何かというふうなことで検討していただいたということでございます。

○平田健二君 最後に、資産運用の責任の明確化ということがうたわれております。これは資産運用の結果責任をきちつと明確化するという意味でしようか。お尋ねをいたしたいと思ひます。

もう一点、最後です。でまゝお尋ねをいたしますが、共済の運営事務費として約六十億円が予算化されておりますけれども、これは民営化できるんじゃないでしょうか。独立行政法人に移管、今度いづつですか、変わるということですが、あらゆる面を考へて民営化することができないのかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(杉山秀二君) 結果及びその責任について事務的に御説明をさせていただきますと存じます。

この中小企業総合事業団、特殊法人改革の一環として、平成十六年の七月から中小企業基盤整備機構に改組をされます。その実績の評価、これにつきましては経済産業省に設置をされます独立行政法人評価委員会が評価が行われることに相なります。

今、先生お触れになりましたように、その結果が非常に問題が多い結果を招いたという場合におきまして、この評価委員会におきまして、いろいろ金利とか株価の動向なども踏まえながら、資産運用の妥当性ということについても評価がなされるというふうな思ひまゝです。その評価に基づきまして、私ども、機構に対して適切な指導をするということになると思ひます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 民営化というお話がございました。中小企業総合事業団におけるこの小

規模企業共済事業の運営経費につきましては、御承知のように、全額が国からの補助金で賄われているところでございます。したがって、本事業がどのような形態で運営されるにかかわらず、事業運営に要するコストの節約に努めるべきであるということは申し上げるまでもない、このようなことだと思っております。

ただし、仮に本事業を民営化した場合、本事業の運営が破綻リスクを伴う民間企業によって行われることとなるため、加入者保護が十分に図られないのではないかと懸念が生じるおそれがあり、廃業後、老後の安心感の提供という本共済制度本来の目的の達成や加入者の幅広い獲得といった点で支障が生じるのではないかと私どもは考えております。利益優先の制度運営の結果として、割高な地域でありますとか、業種への加入促進活動が恣意的に回避されまして、小規模の企業者の加入機会の公平性、平等性を維持できなくなるおそれがあると思っております。

こういう問題を考慮いたしますと、本共済事業を民営化することは適当ではないと、こういうふうに考えておまして、今後の事業運営に当たりましては、民間にゆだねることができるものではない、民間にゆだねることなどによりまして、当然、経営の一層の合理化、効率化を図らなければならぬ、このように思っています。

○平田健二君 ありがとうございます。

○緒方靖夫君 まず、小規模企業共済法改正案について質問いたします。

提案理由に共済金額等を政令事項化するというものがありますけれども、なぜ政令事項化するのか、お伺いいたします。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

昨今の経済・金融情勢をかんがみますと、資産運用環境の変化に対応した共済制度の運用を図るため、迅速に予定利率等の変更ができるように制度の仕組みを改める必要がある、このように思っております。

○緒方靖夫君 要するに、予定金利を確保できない、繰越欠損金が年々拡大する、そういうことにかんがみてのことだということだと思っております。

これは、昨年一月に予定運用利回りを前提とした退職金額等を政令事項に変更する中小企業退職金共済制度の改正案を提案した、それと同じ手法ではないかと思えます。制度運用のしわざを中小企業業者あるいは建設労働者に押し付ける、これはやはり許されないうことだと思っております。

小規模企業共済制度というのは、小規模事業者の老後生活の安定とか、国民年金などの公的年金給付の補充という重要な側面を持っていると思えます。未曾有の不況の中でこの共済金が果たす役割、これは非常に大きいと思うんですね。

そこで、私、提案をしたいと思うんですね。建設的な提案をしたいと思えます。

それは、やはり大臣も御承知のとおり、政府は小規模共済の事業経費については国庫の全額負担になっております。私は、小規模企業の共済は、本来相互扶助の考え方に立って、共済契約者の拠出した掛金とその運用益によって共済契約者の廃業などに対しての共済金を支払う、そういう仕組みになっているわけですから、実際に日本経済を支えているという、そういう中小企業を下支えするという、そういう点から見て、共済金給付の維持のために国庫補助、これをやはり考えていく、

今すぐにはなくても、政策的にそういうことを考えていく、そういうことが必要になっているんじゃないか、そのことを思うんですね。大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 一つはそういう形で、政令によってやるという形で、恣意的に行われるのではないかと御懸念をお持ちのようでありまして、これは、本年一月に取りまとめられた中小企業政策審議会経営安定部会報告においては、共済金額規定等を政令事項化した場合には、議論の透明性を確保する観点から、必ず中小企業政策審議会等の議を経ることとする、こういうことになっておまして、私どもとしては、こうしたことを通じて、政令事項化した後においても予定利率の恣意的な変更、こういうことは十分防止できると、まず、こういうふうに思っております。

それから、この繰越欠損金は国費で補てんすべきではないか、こういうお問い合わせでございますけれども、本共済制度というのは、小規模の企業者の相互扶助の考え方、まずこの上に立って、共済契約者の掛金及び運用益により共済契約者の廃業等に対して共済金を支払うという、そういう基本設計に相なっております。

こうした性格を考えますと、運用収入等の変化に応じて国民の一般の税金の負担を求めるといふ、そういう性格では私どもはしないと、こういうふうな思っているところでございます。本来の趣旨にのっとって、厳しい中でございまして、しっかりと運営をしていかなければならない、こういうふうな思っております。

○緒方靖夫君 欠損金を埋めるといふ、そういう趣旨じゃなくて、これからということ考えていけないかと思うんですね。

例えば農林水産省の農業共済ですけれども、食料安定供給に国が責任を負うという観点で組合員の掛金の半分を国庫が負担する、これやっているとすよ。私は、趣旨は共通していると思うんですよ。去年はどれだけの額が投入されたかとい

うと、七百四十一億円国庫が負担している、これ既に実績としてあるわけですよ。

片や、我が国の経済の屋台骨を支える小企業、中小企業を国の責任で今のよう状況で支えていく。ですから、私はこれをずっとやれというんじゃない。今こういう苦境にあるときにそういうことは考えられないかという最低限の問題提起をしているわけですね。しかも、埋めるんじゃない、これからそういうことはできないかと。

そういうことを、これは今すぐ答弁できないと思えますけれども、しかし賢明な大臣にあられては、こういうことをやはり積極的に考えていく、今の苦境を、どうやって中小企業を救っていくのかという、そういう立場で物事を考えていく、そういう発想があつてしかるべきだと思っております。ですから、ここでやるやらないとかそういうあれじゃなくて、是非研究していただきたい。要望しておきます。

○国務大臣(平沼赳夫君) やはり政策というのは限定的じゃなくて、そして柔軟に考えていくというの私は基本にあると思っておりますので、今の御提言に関しては研究をさせていただきます。と、こういうふうに思っております。

○緒方靖夫君 是非、研究をお願いしたいと思います。

次に、小規模企業共済がしっかりとした制度にしていくためにも加入者を増やす必要があるんですね。共済の様々な貸付制度、これは評価できるものです。約五百万人近い共済加入対象者が存在するわけですね。しかし、現在の加入者は百三十五万人、全体の三割弱というそういう状況、これを打開する必要があると思っております。

中小企業家同友会の提言、私ここに持ってきてみましたけれども、これも、そのために中小企業の加入資格要件の緩和、すなわち従業員二十人以下などの規定を緩和して三十人、四十人としていく、こういうことがどうしても必要じゃないかと思うんですね、実態から見ても。その点についてお伺いいたします。

○国務大臣(平沼赳夫君) これは、先ほど御答弁をいたしましたように、そもそもが小規模企業者の相互扶助の考え方に立つて、そしてその掛金、そして及び運用益によって共済金を支払う、そういう仕組みでまず来ております。ですから、中小企業というのは膨大にあるわけでございまして、そういう意味では、その加入者を増やすということも非常に大切なことだと、こういうふうな思っております。そういうふうな思っております。一つの制限等々、そういうこともこれからの検討課題で拡大の方向ということも我々としては研究していきたいなど、こういうふうな思っております。

○緒方靖夫君 私も緩和拡大、本当に大事だと思うんですね。ですから是非、実態と現場での悲鳴、これに見合った形で是非そうした検討をお願いしたいと思っております。

それから次に、不況の中で零細業者や小規模業者の要望が非常に強い休業補償制度についてお伺いしたいと思っております。

これは、企業主の疾病災害によるものではありません、経済環境の悪化によって収入が途絶した場合、事業の継続を容易にするために休業を共済事由に追加する、そういう意味で提起しているわけですね。

この制度の導入については、九七年の中小企業政策審議会、民間保険商品の利用が既に進みつつあることから、休業に対する補償を現時点で導入することは必要ではないと見送られております。今から六年前のことですね。

しかし、私、いろいろ聞いてみますと、この不況の中で、下位の下請企業は仕事がなくて、二、三週間の現金収入がないとか、そういう実態がもうやたらにあるわけですね。そうすると、そのために休業補償給付などの積極的な制度改善を図る、図ってほしい、そういう切実な声が出されております。業者の方は、まず生命保険や小規模共済を解約して生活資金に充てる、そしてじつと耐え忍んでいる、それが現状で、さらに、それで

どうしようもないときにはもう本当にどうしようもないわけですね。ですから、私は、その点でも、政策的に収入が途絶した場合の休業を共済事由に追加する、このことは真剣に検討される必要があると思っておりますが、大臣の御見解をお伺いいたします。

○政府参考人(杉山秀二君) お答え申し上げます。休業の保険といえますか、補償につきまして、これを共済制度の中でどう組み入れるかということにつきましては、今御指摘ございましたように、過去いろいろ議論をいたしました。その際に、一つは、民間のいろいろな制度というものが存在をするということ、それからもう一つは、こういった保険制度を入れたときに果たして掛金をどのようにしてこの制度として成立するのかどうかというような技術的な問題、こういったことで見送られた経緯がございます。

今現在どうかという現実的な問題もございまして。私ども、そういったものを検討するのにはやぶさかではございませんが、今申しましたとおり、民間での保険の制度の整備具合、あるいは共済事由として入れたときに本当に保険として回るのかどうかといったような技術的な問題の制度の問題、こういったものについてやはり相当慎重に検討しないとなかなか積極的な結論というものは出ないんじゃないかというふうな考えておるところでございます。

○緒方靖夫君 是非その点は、慎重に検討するのは当然ですね。しかし、是非、今の苦境をかんがみながら、どうしたら何ができるか、その知恵を出していただきたい、このことは大臣にも要望しておきたいと思っております。

次に、信用保証協会が代位弁済を行う場合の手続、この問題について、その実態と併せて質問したいんですけれども、まず最初に、手短かに手続がどうかについて説明していただけますか。

○副大臣(西川太一郎君) 一般的な手続でございますので、私から簡単にお答えをいたします。

これは、借り手であります中小企業業者が破産をするとか、取引先の金融機関が破綻をするとか、又は滞ってしまつたとか、返済が、こういう場合、これは事故と一般的に申しますけれども、当該金融機関から事故報告書というものが信用保証協会に提出をされます。で、二、三か月間の冷却期間というのを置きまして、条件変更することによって返せるかどうかと、こういうようなことをきちつと協議をいたすわけでありまして、不幸にしてそれが実現できない場合に代位弁済という方法を取るわけでございます。

この場合には、信用保証協会が全額金融機関に肩代わりをいたすわけでありまして、信用保証協会は中小企業事業団の保険部から大体八割ぐらいの補てんを保険で受けると、これが一般的な仕組みであります。

○緒方靖夫君 そして、そのときに、私、確認しておきたいんですけれども、求償権を行使するときには債務者と相談して返済方法を定める、もうこれは基本中の基本だと思っております。それは間違いありませんね。——ええ、結構です。

それで、私、そういう手続の決まりがある。しかし、片や大変な実態がある。その訴えを最近聞いたんです。ですから、是非耳を傾けていただきたいと思うんですけれども、銀行と保証協会が中小企業の話をも十分に聞かないで金融機関が即時に保証協会に代位弁済を申し立てると、これあります。それから、保証協会が求償権の行使だとしてすぐに競売等の回収、しかも強引な競売に踏み出す事例があるんですね。

一つ、分かります。申し上げますけれども、東京都の保証協会のある支店、ある支店と言っておきます。中小企業主が返済計画を誠実に作って、その話合いの最中に競売決定通知を送り付けるわけですね。そして、担当者がそのときに述べる言葉、私、本当に驚きました。幾つかのケースがあるんですが、それを紹介いたします。

こう言うんですね。商売が上向き、銀行の債務を短期で返済しても保証協会の競売は撤回しない、一切の交渉の余地なし、来ても無駄だ、これ一つですね。それから、ぐずぐずしていたら競売だ。それから月々の返済を持参しても無駄だ、任意売却で楽になれ、ゼロから出発しろ。これ、東京都の保証協会のある支店の職員がそう言うわけですね。あるいは、都の金融課に行くな、余計なことをするな、サラ金から借りてでも返してという。そしてさらに、なぜそんなことを言うのかという、それは上司から言われてやっていると、そういう話なんですね。これは私、東京の一例を話しましたけれども、聞いてみると、京都でもそう、大阪でもそう、全国でそういうことが蔓延しているんですね。

大臣あるいは副大臣、こういう実態があるということは御存じですか。

○副大臣(西川太一郎君) 昨日、たまたま全国の信用保証協会の連合会が都内ホテルで開かれまして、私、大臣の名代としてそちらに出席をして、国会でただいま緒方議員から御指摘のような事実、衆議院でも、また当委員会でもいろいろと御指摘をいただいておりますので、そのような党派を超えて信用保証協会の対応を借り手に対して、特に中小企業者に対しては親切に行うようにということをお願いさつの中で強調した次第であります。

ただいまのようなひどい事例というのは寡聞にして私は聞いておりませんが、良い事例はかなり聞いております。それは、キャッシュフローが生めるような指導をしたり、又は求償権があつてもそれを直ちに行使せずに再建をお手伝いした、そして少し条件変更をするけれども返してもらっている。

実際に、着実に某運送業者、これは静岡の例でありますけれども、十数年の計画で返済するものが十年で繰上償還ができたとか、東京の事例では、中小企業者のお人柄が非常によかったのでキャッシュフローが生めるように協力してやったという、いい例は耳に届いておりますが、ただいまのような、時代劇の映画に出てくるような病人の布

団をはいで持つてくるような国定忠治の映画みたいなものは初めて聞きます。

これは私は、とんでもない、これはとんでもないことだと思えますので、ただいまの御意見は真剣に私承って強く申し入れたらと思つています。

○緒方靖夫君 副大臣から、そうした決意も含めた答弁いただきました。

私も、良い事例はたくさん知っています。一生懸命やって、中小業者をどうやって救済するか駆け回っている、そうした本当に良心的な職員もたくさんいるということを知っています。ですから、私は、ここでそれを言わないからそういう事例がないという意味じゃありません。しかし、私がここで挙げたのは、そういう働きをして、また期待されている職員が、今申し上げたような、そして今、副大臣が布団をはぐようなと言われた、そうしたことは実際あるわけですね。

私、大臣にお伺いしたいんですけれども、信用保証協会などで保証協会の監督、全般的な政策責任を負っているのが大臣でございます。大臣自身、大臣は現場のところよく御存じですので、こうした事例、御存じか、あるいは御存じかなとも思いますけれども、しかし、私は、いずれにしても、こうした事例がある、しかも局地的じゃなく、かなり全国的にある、そうしたことがあるわけですので、私は、大臣におかれましては、また副大臣と一緒に、こうした事例を調査して即刻改めていただきたい、このことを要望したいと思えます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 副大臣から御答弁をさせていただきます。それからまた、緒方先生も、いい事例は御存じだと、こういうことで御意見がありました。

そういう厳しい、そして本当に許せない事例というのでも御指摘のとおりあることはあるんじゃないかと、こう思っています。そういう具体例については、私は是非、個々にお聞かせいただければ、私は責任者としてしっかり対応させていただきたいと思えますし、今後の問題としては、そういう

ことに對して、そういうことが起きないように更に私どもはしっかりと指導監督していきたい、このように思っています。

○緒方靖夫君 承知しました。

大臣がそう言っていたので、よく大臣は、お忙しい中で、大臣室に本当に国民の代表を招いて直接話を聞いていただくということがよく行われておりまして、大変感謝しておりますので、私はこの件についても、その訴えのあった人と一緒に大臣のお部屋にお伺いして、短時間でも直接話を聞いていただきたい、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思えます。

さて、昨年十一月、毎年十一月に経済産業大臣と公正取引委員長が連名で、親会社に対して、こうした「下請取引の適正化について」という、こうしたものを通知しております。私は、この内容ですね、高く評価しているところでです。

他方、私はこの質問に当たって、大田区内で歩いてみて、大臣が出したこれらの通知を大企業は果たしてどれだけ守っているのか、そうした話も聞いてまいりました。

結局、毎年通知を出すということは、この下請法が守られていないということの反映でもあると思うんですね。大臣は、率直に言って、どこに原因があるとお考えですか。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

経済産業省といたしましては、これまで、親事業者に対する下請取引適正化に係る通達を、御指摘のとおり、毎年、発出することによりまして、下請関係法令の徹底を図っておりますが、下請取引に係る違反行為が減少していないということも事実でございます。大変残念なことです。

改善指導件数で申し上げますと、平成十年度は千六百二十二件、十四年度は千五百十四件、高水準にあることは事実でございます。これは、デフレの進行を始めとして、親事業者も厳しい経営環境にあることから、そのしわ寄せが下請業者に

きやすいという状況が背景にあるのではないかと、こういうふうに思っています。

経済産業省といたしましては、こうした取引上の問題に対して、下請代金法に基づき、毎年度、書面調査や立入検査を行っております。これは平成十四年度におきましては約二千五百件の検査を実施いたしました。

また、親事業者等に対しましては、下請取引の適正化に係る講習会を実施をいたしまして、これは十四年度実績でございますけれども、一万人を上回る参加を得るなど、この法律の遵守のため、啓蒙普及に努めております。

加えて、平成十三年度に続きまして十四年度におきましても、緊急下請取引適正化対策を実施してきました。更にその強化を図るために、今回の下請代金法改正案におきましては、勧告の内容に再発防止措置等を追加する、それから勧告を行った段階で事業者名及び違反行為の内容を公表します、それから罰金額を五十万円に引き上げるなど、違反行為に対する措置を強化してまいります。

こういった改正も踏まえまして、例えば悪質な累犯行為など下請取引上も問題があるケースにつきましては、経済産業省としても、同法に基づく公正取引委員会への措置請求を行うなど、厳正に私どもは対処していかなくやいかぬと、こういうふうに思っております。

○緒方靖夫君 私、一つ端の実態を出したいと思うんですけれども、この冊子ですね、この冊子は、大臣がこれまでに二度も会っていただいております大田区の不況打開実行委員会がまとめたものなんです。蒲田の実態です。下請二法を守らせよう、その合い言葉に、この委員会が大田区内の二千四百社を訪問して実態を著したものです。

私も、そのときに感じるわけですが、それです。また、今日の午前中の参考人質疑、これは大変素晴らしい話がたくさんあったんですけれども、その中で、その一つに、中小企業庁などの書面調査が行われます。そのときに、何と大企

業の担当者が現場に来て、中小企業のおやじさんに対して口頭で、重立ったアンケートの書きぶりについて口頭で指導をするんですよ、そういうことが、本当に驚くべき話なんです。つまり、口頭ならば証拠が残らない。証拠を残さないで、要するに国が行う、非常に重要な意味を持つそういう調査をねじ曲げることがやられている。どのような規模でやられているかということについては是非見ていただきたい。私の方でどうかということ、これは部分の調査ですから、でもかなり広範にやられている、それがあってですね。

私は、これはやはり国の方針を誤される、あるいは大臣の認識を誤される、そういうとんでもない話だと思っております。やはりこういうことが仮に一部において行われるとしても絶対に許されてはいけません。ことだと思えますが、その点で、やはりこれについても私は、大臣、きっちり、これは国と役所の権威に掛けて徹底的に調べていただきたいと思っております。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今お話を聞きまして、私ちよつとびっくりいたしました。レアケースだと、こういうふうには思っております。レアケースだ、そういうことは絶対あつてはならないわけでありまして、これは私もよく事例を調べまして、そしてこういうことがないように努力をしなくやいかぬと、こういうふうには思っております。

○緒方靖夫君 それから、今日の午前中の参考人質疑でも出されましたけれども、やはり今の中小企業の苦境、それが単価の切下げにある、このことははっきりしているわけですね。

それで結局、もちろん経済産業省や中小企業庁に中小企業者は訴えることがあるわけですね。しかし、その事例というのはどういう場合かというと、私が聞いて訴えるわけですが、廃業を半ば覚悟があるわけですね。そのぐらいの決死の覚悟があるわけですね。

問題は、書面で契約を発注する前にも、大企業は口頭で圧力を掛けて、書面は確かにある、書面で契約が成り立っている、しかしその前に圧力を

掛けて同じことが行われている。このこともやはり私は驚くべきことだと思うんですね。口頭ならば証拠が残らない、後で何か言われても言い逃れできる、そういうことから生まれていることだと思ふんですね。私は、これは優越的地位の濫用に当たると思っています。

ですから、このことも、今日は大臣にお願いするばかりですけれども、是非やはりこういうことも含めてきちっと調べていただきたいと思ひます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 確かに、御指摘のとおり、優越的地位の濫用に当たると思ひますし、またこれ、調査の仕方によりますと、強い立場と弱い立場ですから、そういう実態もなかなか公表できないという弱い立場だと思ひます。そういう意味では調査の仕方もあると思ひますので、そういうことを含めて、私も厳重に対処をしていきたい、こういうふうに思ひます。

○緒方靖夫君 それから、銀行の融資についてです。

借入金額の二〇%から三五%ぐらいを定期預金にしてほしいと言われて、それを断ると、次が難しいと言われた、こういうことはかなりあるわけですね。そして、次の金融機関の当てがないので従わざるを得ない。これ、弱みですね、中小企業者は当然の対応になるわけです。あるいはまた、見合い預金になっているので解約ができない。解約するならば一部を返済に充てない、それができないならば借入金利率の引上げを検討する、そういうことも言われる。そういうこともあるわけですね。

私は、以前から銀行の貸し渋り、貸しはがしの問題、それから大臣にも直接お願いしたことがあります。やはり、やっとの思いで借入れを受けた、それができた企業でさえ銀行交渉でこのような圧力を受ける実態があるわけですね。これも私は、言ってしまうと銀行の優越的地位の濫用、それに当たると思ふんですね。こういうことはあつてはならないと思ひます。

やはり、大臣におかれましては、公正取引委員会とも協力して、またその他のところとも協力して、銀行に対して厳しく指導をする、そういうインシアチブを取っていただきたいと思ひます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 中小企業の方々が貸し渋り、貸しはがしで大変難渋されているということとはよく承知しております、私ももちろんあるたに金融庁に申し入れて、そして例えば検査のときも、メガバンクと、そして地方にあるそういう金融機関とは違う、だからそういったところも別マニュアルでやってほしい、こういうことを言っております。

したがって、そういう中小企業を対象として業を行っている金融機関に対して、そういうことがあつてはならないと、こういう形で公取の委員長とも相談をしながら金融庁とも連携を取つて、その辺はしっかりとやらなきゃいかぬと、こういうふうな思ひます。

○緒方靖夫君 最後に、よく大臣のところに陳情に行く大田区の不況打開実行委員会、先ほどの調査のことを申し上げましたけれども、私、これ後で大臣にも是非見ていただきたいものでお渡しできたと思つておりますけれども、この実態を讀んでつくづく思うことがあるんですけれども、それは、やはり大変な実態が進行中だと。私も、半年ごとに必ず行つて懇談するんですね。そうすると、何といひますか、日本経済がどうなるか、経企庁よりもよく分かるんですね、そこに行くこと、仕事がつたつと止まつていけば半年後には景気は悪くなる、もうそういう関係がありますよね。ですから私は、そういう点でいつもそこをバロメーターにしているんですけれども。

そういう点でも、また今日午前中に産業空洞化、これをどう防ぐかという、そういう議論もありましたけれども、こういうことを考える上でも、やはり全国十区にある工業集積地の下請企業、特に最下位の請負企業の、零細も含めて、しかし非常に高度の技術を持っている、そういう企業の実態調査、これをやはり私は、役所として大臣の発案

で行つていただくことがどうしても必要だと思ひます。今日は金型の工業会の会長が岐阜県からわざわざおいでいただいた、非常に貴重な話をいただきましたけれども、その際にも、金型の分野でも三分野で実態調査に入つてもらつた、大変有り難いと言つておりました。

ですから、私は、こうした日本全体を引つ張つていく十の工業集積地の実態調査、これは私、役所に聞きましたら、やられていないと言ふんですね。実態をつかまないと立案もなしと思ひます。その点で、大臣にその点の調査を、調査のやり方はいろいろあると思ひます、それはこちらがとかく言いませんが、しかし実態をつかんで、そしてその対策を打つていく、有効な対策を打つていく、その態度を取つていただく、その点をお願いして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今、金型の例をお出しになられましたけれども、日本には世界に冠たるそういう中小零細企業のすばらしい技術というのが宿つているわけでありますから、そういった実態調査をするということは必要なことだと思つておりますので、我々としては検討をさせていた

○緒方靖夫君 終わります。

○委員長(田浦直君) 委員の異動について御報告をいたします。

本日、片山虎之助君が委員を辞任され、その補欠として岡田広君が選任されました。

○岡野ただし君 国会改革連絡会(自由党、無所属の会)の岡野ただしです。

下請代金支払遅延防止法の改正について伺いたいと思ひます。

下請関係、特に親分子分の関係といひますか、そういうのが色濃く残つているという面では、土木建設業が非常に、下請、孫請、ひ孫請というようなことで、どこまで続くのか分かりませんが、

そういうような関係がよく指摘されるわけです。これは、国土交通省が公取とまた別にちゃんとやっているんだからということでございますけれども、実態どのようになつておるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(岩城光英君) お答え申し上げます。

建設業法におきましては、建設工事にかかわる下請代金の支払について、一つに、元請が工事にかかわる代金の支払を受けた場合には、下請代金を一月以内でできる限り短い期間内に支払わなければならぬこと、二つに、元請は工事の完成を確認し下請の申出により引渡しを受けましたときには、下請代金を五十日以内でできる限り短い期間内に支払わなければならぬこと、第三に、元請は割引が困難な手形をもつて下請代金の支払を行つてはならないことなどを定め、下請の保護を図つております。これらの規定に違反し、かつ独占禁止法第十九条にも違反していると認められますときには公正取引委員会に対して措置要求をすることができるとされておりますし、建設工事紛争審査会による紛争解決の道も開かれているわけでございます。

建設工事を適正に施工し、建設業の健全な発展を図るためには、対等なパートナーシップに基づく元請、下請関係の確立が必要であると、このように認識しておりますので、下請代金の支払も含めて元請と下請の関係の適正化に今後とも努めてまいりたいと、このように考えております。

○岡野ただし君 それではうまくいっているわけでもない、実際のところはそうではありませんが、特に今は公共事業は減る、また民間土木建設業が減る、需要が減るということになつておりますから、みんな腹が減つてしょうがないわけですね。ですから、何しろピンはねをされても遊ばせていくよりも下に入つた方がいいというのが実態で、まず丸投げがあつて、そしてその下請に入つたところがまた頭をはつられてピンはねをされて、実際、そのまた孫請、またひ孫請と、こ

行きますと、実際のところは三割ぐらいの値段で、最初の発注の三割ぐらいの値段でやらなきゃいけない。しかも、百八十日手形、二百十日手形というようになんでもないものが実態としてあるわけで、そこはもう是非、是正措置をもつと強力にやっていたらいいと、こう思っております。

ところが、元々この業法というのは言わば談合的な護送船団方式になっておるわけですから、そこから何か是正措置を申出をするということになりますと言わばすぐ村八分になると、こういうことで、なかなか実際は泣き寝入りさせざるを得ないという実態になっているんじゃないかと思うんです。ですから、やっていますやっていますと、こう言っても、実際のところは一つも改善をされないということだと思いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(岩城光英君) 実態について指摘があったわけでありまして、国土交通省としてもいろいろな対策を講じようとしておりますので、若干説明をさせていただきますと存じます。

まず、元請、下請関係の適正化を図るため、従来から下請契約における代金支払の適正化等について通達を發出しまして、書面による契約の締結や明確な経費内訳による見積り、協議の徹底等について指導を行っております。具体的には、賃金等に加えまして必要な諸経費を適正に考慮することを指導するとともに、保証事業会社が行う前払金の使用状況についての監査の強化を徹底するなどの措置を講じております。

また、下請代金の支払状況等についても、元請、下請双方に実態調査を行い、元請に対して改善報告の提出を求めるなどの指導を行っております。平成十三年度からはその実態調査に基づく立入調査数を大幅に拡大し、年間三百件程度実施をしております。

さらに、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき制定いたしましたいわゆる適正化指針、これがございしますが、その中でも、

適正な施工体制の確保のため、各発注者において元請、下請関係を十分に把握し適切に指導するよう定め、公共工事の発注者の取組を促しております。

これらの措置を通じて、今後とも適正な元請、下請関係の確立に努めてまいりる所存であります。

なお、丸投げについてもお話がございましたが、この丸投げ、いわゆる丸投げでございますけれども、施工の責任関係を不明確にし、工事の質の低下を招くとともに、不当な中間搾取による工事費用の増加や労働条件の悪化等につながるものであり、したがって、建設業法におきまして、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されております。特に公共事業につきましては、先ほど申し上げました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律によりまして丸投げを全面禁止しております。

発注者による施工体制台帳の活用や現場の点検、発注者から建設業法担当部局への通知により丸投げの防止を図っております。これからのこうした不正行為の排除の徹底に努めてまいりたいと、このように考えております。

○広野ただし君 丸投げは特に十三年の四月から公共工事に関してはできないうと、こういうことで法改正もしたわけですが、依然として巧妙になされておりますから、ここは是非、更に厳正な措置をしていただきたいと思います。

今度の支払遅延防止法の改正で、役務、運輸業の方が対象になることになりました。この道路運送法、これも非常に親分子分の強いところで、そこから下請、孫請と、こう行きます。そうしますと、本当にひどい価格で、しかもこれは、運転をするということで、長時間運転、寝ないで運転をして事故につながると。これはテレビ等で本当に報道されているところで、命にかかわるようなことがなされているわけです。

それともう一つ、これもまた非常に親分子分の関係が強い港湾運送事業法、これも荷役関係で非常

に、これも表になかなか出てこないんですね。こういうところの実態よく踏まえて改善措置を講じていただきたいと思います。簡単に実態とその改善について伺いたいと思います。

○大臣政務官(岩城光英君) まず、トラック事業においてでございますけれども、トラック事業におきましては、荷主より受注した荷物を自ら輸送する形態のほかに、議員御指摘のとおり、いったん引き受けた荷物の運送を他の事業者へ委託するいわゆる下請運送、これも広く行われているのが実態でございます。

この下請運送におきましては、元請事業者が下請事業者に対して反復、継続的に運送委託を行うことが多く、元請事業者の方が下請事業者に対して優越的な地位に立つ、そういった傾向が高くなっております。そこで、事業者間での力関係を利用しまして、これも御指摘がありましたとおり、元請事業者が下請の事業者に対して過積載等につながる不適切な運行指示等を行うケースも見受けられております。また、全日本トラック協会がアンケートを実施いたしました。その調査によりまして、元請事業者から下請事業者に対し一方的な運賃、料金の減額があったとしたものが、回答事業者数約一千社でございました。その約三割、それから協力の金の要求があったとしたものは同じく約一割となるなど、契約上の優位な立場を利用した不当な契約条件の強要と見られるケースも散見されているわけでありまして。

そこで、国土交通省といたしましては、トラック事業における輸送の安全を確保する観点から、本年四月より施行されました改正貨物自動車運送事業法におきまして、元請事業者が下請事業者に対して過積載、過労運転等の違法行為を強要する行為を禁止し、罰則により担保するともに、このような行為に対しては、下請事業者に対してのみならず、元請事業者にも車両の使用停止等の行政処分を課すこととしております。

今後、このような貨物自動車運送事業法に基づく安全の規制と今般の改正下請法案による取引適

正化措置とが相まって元請、下請関係の適正化が一層推進されるものと、このように考えております。

それから、あわせて、港湾運送業界における取組でございますけれども、港湾運送事業法は、専ら元請業者と下請業者との間に介在して手数料を収受するいわゆるピンはね、このピンはねを業とするような悪質な事業者の参入を防止するために昭和四十一年に改正されました。そして、港湾運送事業者は原則として、引き受けた港湾運送を自ら行うこととされております。具体的には、引き受けた港湾運送の七〇%以上について直営しなければならず、また下請事業者が元請事業者から引き受けた港湾運送を再下請することは、これは禁止されております。

したがって、港湾運送業界におきましては基本的に元請事業者が引き受けた港湾運送について実作業を含めて責任を持って遂行する体制が確保されており、国土交通省としても、引き続き所要の監査、指導等により適正な元請と下請の関係を維持してまいりたいと考えております。

○広野ただし君 そこで、公取委員長にお伺いしますが、結局業法というのがありますが、その業法のところで見るんだと、こうなるんですが、業法といえば、また一方では護送船団になっているわけですね。言わば業界全体として談合体質が色濃く残る、こういうことになって、そこでの親分子分関係、下請、孫請関係といいますが、そういうところはなかなか直らないんじゃないかと。また、なかなかそれを改善してくれないというて申出をしない。言わば村八分を恐れてなかなか、泣き寝入りをしてしまおう。こういうことが非常に多いと思うんですが、この点、本当に独禁法あるいはこの下請代金遅延防止法の観点からもっと厳正に、業法の枠を超えて公正にやってもらいたいと思います。いかがですか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 下請法は業種横断的な法律でございます。ただ唯一その建設業が別体系になっておって、ただいまお話のあったと

おりなんです、今回、役務取引にも広く下請法を適用対象にさせていただく結果、従来余り関係のなかったソフトウェアの業界でありますとか放送番組を作っている業界、これは具体的に総務省、それから今お話のありました旧運輸省の関係、こういったものは今度の下請法の対象になってくるわけでございますので、これらにつきましてはきちんと考え方を関係業界にお話をさせていただいて、併せて主務官庁ともよく相談させていただいて、先生の御心配になつておられることが起きないように我々としても精一杯中立厳正にやらしていただきたいと思います。

○広野ただし君 今朝、ソフトウェア業界の横尾社長からお聞きしましてまたびっくりしたんですが、ソフトウェアは孫請、ひ孫請までいいですが、そのまだ四次、五次、六次というようなこのすさまじい下請関係、それはメーカーが元々あつて、それからコンピュータ、それからソフトウェア業界というようなところから数えるからそういうような話になるんだということではありますけれども、余りにもそういう段階でその都度ピンはねが行われたり、また発注書が、もう歩きながら、走りながら考えるということですから、最後になつて出てくるというような実態をお聞かせいただきましたけれども、この点も今度対象にはなりましたが、本当に実態をよく踏まえて厳正にやっていただいたいと思ひますが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 我が国のソフトウェア産業というのはこの十七年間で規模が十倍になると、こういう形で急激な拡大を遂げている分野であります。そういう分野でございまして、今御指摘のような様々な問題を抱えているということも私どもは事実だと、こういうふうに思つています。

ソフトウェア開発においては、下請構造等の特有の産業構造の存在が背景となりまして代金支払遅延等の不適切な取引実態等が見られたところであります。今般の法改正によりましてソフトウェア

ア開発の取引ルールが整備される、こういうことは、ソフトウェア産業の発展のためにも非常に意義のあることだと、このように思つております。経済産業省といたしましても、今般の法改正を踏まえまして、改正法の運用についてのガイドライン作成に積極的貢献する等、関係行政機関や産業界とも協力をしながら、ソフトウェア開発の取引の適正化に向けて全力を尽くしていきたいと、このように思つております。さらに、御指摘の取引のそういったルールのみならず、業界の構造改革を積極的に支援するために、高度なIT人材育成のためのITスキルの標準化あるいはソフトウェア開発手法の高度化、効率化の支援、それから発注者たる政府自らの改革、こういったことも必要だと思つておりますので、そういう意味で御指摘の問題点がありますので、今回の法改正、それから今後の対策両方相まってしっかりとやっていきたいと思います。

○広野ただし君 ソフトウェア業界は特にIT産業の中核を成す大事な業界で、今後とも発展が見込まれるわけですから、よくハードウェアとソフトウェアと言ひますけれども、ハードウェアは硬い、ソフトウェアは軟らかい。我々、硬軟合というのを作ったことがありまして、硬軟併せてのむということ、硬派、軟派ともやろうじゃないかということ、ソフトウエアです、大いに発展をします、ソフトウエアです、大いに発展をする業界です、そのところに三次、四次、五次の下請があるところでは、これはなかなか近代化をするのは難しい。そこを是非よろしく御指導をいただきたいと思います。

それともう一つ、先日も申し上げましたが、流通業界が、実態としてはそういう下請関係、特に売り子に伴つての販売というのが強制されることよくあるわけで、この点、実態をよく踏まえてやっていただいたいと思ひます。

経済産業省の見解を伺います。

○副大臣(西川太一郎君) 御指摘のことでございますが、私どもといたしましては、平成十一年度

と十二年度のそれぞれ三月に公表をしまして、大体二千三百から平成十三年度は二千五百社、卸売業と小売業の間を、食品、アパレル、日用品、こういうものの取引で不当な優越的な地位の濫用を受けたかどうかということを観点に調査をいたしました。

その結果、例えば協賛金を払えと言われた、店舗開店十年、二十年のお祝いだから一円で納入しろなんという大変乱暴な要請があつたり、又は先ほど広野先生御指摘のように、販売員を無償でよこせとか、それから、またこれは一番受け入れ率が低かつたのは、もうざりざり出精値引きをして、見積りをして納入しようとしているのに更に値引きをしなさい。こういうような要請を受けたことがあつたかという調査に対して、八割近い方々がそういう経験があると。じゃ、それについてあなたは納得されましたかという問いに対して、大体四五%から五割近くが全く納得していない。それを力関係で受け入れたかというの、ケースによつて六割ぐらいあつたり、さつき申しました値引きについては、そんなものもこれ以上やれないといつて、二十数%の方がそれでもやむなくやつた。こういう実態があるんです。

そこで、私どもとしては、これを公表しまして、こういう下請いじめをしている実態があるということ、これを各業界に警鐘を打って反省を促して、こういう努力をいたしているところでございします。

なお、公取さんの方もいわゆる流通業に関して幾つかのポイントでこれはやってはいけないという指導の指針を出しておられますので、そういうものにきちっと準拠しながら、先生御指摘のように私どもも努力してまいりたいと思つております。

○広野ただし君 終わります。

○委員長(田浦直君) 他に御発言もないようです。三案に対する質疑は終局したものと認め

ます。

○委員長(田浦直君) この際、議案の撤回についてお諮りいたします。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会参第五号)について、木俣文君外三名から撤回の申出がありました。本案の撤回を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認めます。よつて、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会参第五号)は撤回を許可することに決定いたしました。

○委員長(田浦直君) 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第百九〇号)の修正について、木俣文君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。木俣文君。

○木俣文君 私は、ただいま議題となつております下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。修正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、発注書面の交付時期について、「直ちに」交付しなければならないとされている規定を「遅滞なく」交付しなければならないことに改める改正規定を削除するとともに、ただし書として、発注書面に記載すべき事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならないとする規定を追加することとしております。

第二に、親事業者が下請事業者に対し製造委託

等をした場合は、下請事業者の責めに期すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に、あるいは役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に給付をやり直させることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならないとする規定を、親事業者の遵守事項に追加することとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(田浦直君) これより三案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、小規模企業共済法の一部を改正する法律案に反対討論を行います。

反対討論第一。小規模企業共済制度は、長期にわたる国の超低金利政策及び株価低迷から、予定金利を確保できない状況が続き、繰越欠損金が増大し、責任準備金の確保に窮しています。本法案は、この共済制度の維持運営の困難を中小零細企業主の加入者の共済金削減で切り抜けることを意図したものであり、未曾有の不況で苦しむ加入者の利益を大幅に損ね、苦難を与えるものであり、認めることはできません。

反対理由の第二。資産運用の迅速対応を理由とした共済金額と解約手当金額の政令事項化は、共済金制度の根幹にかかわる国会審議を排して共済金額削減を迅速化するものであり、これを認めることはできません。不況にあえぐ中小零細企業を下支えする観点から、共済制度維持のためには、共済金支給に必要な財源の手当を政府出資金と国库補助金等などの政策的な検討も含めて対応すべきことであることを強調して、反対討論といたします。

○委員長(田浦直君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより三案について順次採決を行います。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)の採決を行います。

まず、木俣佳文君提出の修正案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 全会一致と認めます。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

木俣佳文君より発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳文君。

○木俣佳文君 私は、ただいま修正議決されました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 親事業者と下請事業者を画する資本金基準等の在り方については、事業者間の委託取引の実態把握を踏まえ、状況に合わせ検討すること。

二 プログラム制御機器のプログラムの作成委託が情報成果物作成委託に含まれることを、公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準等において明確にすること。

三 物品の製造のために使用され、製造する物品と密接不可分な関連性があり、転用可能性がない特殊工具等の製造委託については、その実態の把握に努め、金型の製造委託と同様の状況があると認められる場合には下請代金支払遅延等防止法の対象とすることについて検討すること。

四 下請取引の公正及び下請事業者の利益の保護をより一層促進する観点から、五年以内に情報成果物作成委託及び役務提供委託に係る本法の施行状況を勘案し、検討を加え、必要があると思われるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

五 本法の円滑かつ実効性のある運用を図るため、下請取引検査官等、執行体制の強化を図ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(田浦直君) ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 全会一致と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田内閣官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) ただいまの附帯決議につきましまして、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(田浦直君) 次に、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

ました。

次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

木俣佳文君より発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳文君。

○木俣佳文君 私は、ただいま可決されました小規模企業共済法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 小規模企業共済制度が小規模企業者への資金供給、公的年金制度の補完等の役割を担っていることにかんがみ、その資産運用等制度運営に係る厳格な責任を明確化するとともに、外部評価システムの導入など事業運営の一層の透明化に努めること。

二 加入者が共済制度の運営状況を的確に把握できるよう、徹底した情報公開を進めること。また、新たな共済契約者の勧誘においては、予定利率の変遷や法改正に伴い予定利率が政令に委ねられていることなどを十分説明するとともに、予定利率変更の可能性があることを周知徹底すること。

三 小規模企業共済制度の運営に当たっては、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

四 中小企業総合事業団における小規模企業共済制度の運用に当たっては、同事業団の独立

行政法人化関連法案に対する附帯決議の趣旨を踏まえ、その適正な執行に努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしく願ひします。

○委員長(田浦直君) ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 多数と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平沼経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。平沼経済産業大臣。

○国務大臣(平沼赳夫君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○委員長(田浦直君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

〔参照〕

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の改正規定中「直ちに」を「遅滞なく」に改める」を「改め、同項に次のただし書を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

第四条の改正規定中「同項に次の一号」を「同項第一号中「責」を「責め」に改め、同項に次の二号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に)給付をやり直させること。

附則第四条中「及び」を「並びに」に改め、「第二項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

五月二十七日左の議案は撤回された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会木俣佳丈君外三名発議)(継続案件)

平成十五年六月四日印刷

平成十五年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F